

## 令和4年9月愛荘町議会定例会会議録

令和4年9月8日（木）午前9時00分開議

### 議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 5号 令和3年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 3 報告第 6号 放棄した債権の報告について
- 日程第 4 議案第29号 愛荘町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 日程第 5 議案第30号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第31号 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第33号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第34号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第35号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第12 議案第37号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第13 議案第38号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第39号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第15 議案第40号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第16 議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6、日程第11から日程第16

---

**出席議員（14名）**

1 番 久保田 正 利 君	2 番 小 菅 久 宣 君
3 番 中 川 喜代和 君	4 番 澤 田 源 宏 君
5 番 村 西 作 雄 君	6 番 森 野 隆 君
7 番 上 田 太 治 君	8 番 高 橋 正 夫 君
9 番 外 川 善 正 君	10 番 河 村 善 一 君
11 番 瀧 すみ江 君	12 番 竹 中 秀 夫 君
13 番 辰 己 保 君	14 番 村 田 定 君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	兼 企 画 政 策 監	上 林 市 治 君
総 務 政 策 監	生駒秀嘉君	兼 教 育 次 長	森 まゆみ君
産 業 政 策 監	北川三津夫君	兼 教 育 振 興 課 長	北 村 章 夫 君
みらい創生課長	西川傳和君	兼 福 祉 政 策 監	田 中 孝 幸 君
給食センター所長	阪本 崇君	兼 ワクチン接種推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤居祐司君	会 計 管 理 者	水 谷 徹 也 君
福 祉 課 長	小林充周君	経 営 戦 略 課 長	木 村 美 紀 君
子ども支援課長	重田祐史君	公 共 施 設 最 適 配 置 推 進 室 長	越 後 聡 美 君
建設・下水道課長	羽田順行君	くらし安全環境課長	山 本 拓 也 君
土地改良担当課長	楠 真二君	健 康 推 進 課 長	藤 野 知 之 君
学校教育担当課長	山川 剛君	住 民 課 長	陌 間 秀 介 君
代表監査委員	辻井弘子君	農 林 振 興 課 長	
		商 工 観 光 課 長	
		生 涯 学 習 課 長	
		兼 国 スポ、障 スポ 開 催 準 備 室 長	

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	青 木 清 司	書 記	伊 谷 一 真
--------	---------	-----	---------

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。早朝から大変御苦労さまでございます。本日は定例会2日目、一般質問に続きまして議案審議がございます。また終日になろうと思いますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

また、議事進行には御協力を頂きますように重ねてお願ひ申し上げます。座らせていただきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（村田 定君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日9月7日に引き続き、4名の一般質問を行います。順次発言を許します。

---

◇ 外川善正君

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） おはようございます。外川善正、最近の業務運営及び業務の進め方について質問を行います。一問一答で行いますので、よろしくお願ひします。

本町が目指すまちの姿は愛着と誇りのまちです。つながりの醸成から始まり、8つの柱を抱えておられ、それらの醸成は行政の力だけではなく、住民の参画や民間活力の活用など、関連施策等の相乗効果を生む仕組みづくりが肝要であると述べられておられます。

そして笑顔、思いやり、感謝、町の一体感などを根幹に置いているとも言っておられました。また、信頼を高め、再び絆を取り戻すとも。それらは町長のみならず、行政全体として前向きに捉まえていきたいと発信されておられます。

そうした中において、最近の業務運営を遠くから見ておりますと、なかなか人事の課題を強く押し上げているかと思えば、中には疑問を感じることもあり、一つ一つの施策においても基本線がはっきりしていなくて、事業を進めていく過程においても変

化が見受けられることから、幾つかの点についてお尋ねします。

まず1点目、高齢者の交通手段の支援であります。コロナのワクチン接種が始まろうとするとき、令和3年の6月定例会本会議では、コロナのワクチン接種において特別な移動手段が必要な方は、社会福祉協議会への委託による車椅子対応が可能なものや、介助支援としてヘルパー等の派遣など、各種の支援体制を構築して、移動支援を含め、対策を取っている。また、接種申請時においても1人で実施できない高齢者の方への支援を民生委員さんの協力を得て行うときを捉まえ、併せて移動の申請を行っている」と発信されておられます。

現時点においては、接種対象者が申請時の支援や移動支援を申し込まれたら、全ての接種対象の方を対象に支援措置を行う状態に変化してきている。そして、これらの全体としての対応件数が、令和3年は26件で、令和4年は7月時点で1件の利用であったと聞かすが、この利用件数をどのように受け止められておられるかお尋ねします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 新型コロナウイルスワクチンの接種を推進するに当たり、接種会場までの移動が困難であるという理由により接種を諦めるなどの状況が発生してはならないとの考えから、愛荘町新型コロナウイルスワクチン接種支援業務として愛荘町社会福祉協議会へ委託し、送迎を行っております。

その利用件数は、令和3年度は26件、令和4年度は7月末時点で1件でございます。令和3年度は接種の対象者が5歳以上の全住民であったことや、1人に3回の接種を行っていることなどにより利用がありましたが、令和4年度は現時点において、対象者が60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患を有する方であることから、利用件数の差につながっていると考えています。

また当初、送迎については、身体的な理由などによる特別な移動手段が必要な方を対象としておりましたが、現在は、家庭や地域など身近に送迎を担っていただける方がいない場合などにも御利用いただいております。

送迎を一度利用された方の中には、接種後の体調の変化や副反応を心配され、次回からは御家族や近所の方が付き添われる状況も見受けられます。本事業は、接種を御希望される方が接種の機会を失うことなく接種していただけるよう実施しているもので、利用件数により本事業の有益性を判断しているものではありません。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** この移動支援については、全員協議会、12月ぐらいでしたか、から1月にかけての、その中で議論をしております。当初、その議論のポイントとなる点については、免許証を持っておられない方、また1人では行けない方、そういう方を対象に支援をしてはどうかというような話があり、そこでは結論は出てなかったように記憶しております。しかし、先ほど言いました6月時点の本会議で、前の室長から、先ほど私が質問させていただいた中身のようなことを発言されておられます。

そこで今、町長が話していただきました中には、3年度は全ての方を対象にやっていると言われましたけど、これ、接種が始まったときから、接種全対象者に対して移動支援を行うというようなことのコメントがあったんですか。私はそこはちょっと記憶してないんです。その点について確認しておきます。

**○議長（村田 定君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** ただいまの外川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当初につきましては、特別な御支援が必要な方というのが本事業の対象とはなっておりませんでした。ただ、実際に接種を行っていく中で、それ以外の方も、やはり接種にお越しいただくのには何らかの困難をお持ちの方という方が出てまいりましたので、そういった方のニーズにもお答えをさせていただくべく、対象の方を広げているというような実態でございます。

利用されている方の、この背景をちょっと見ましたところ、要介護認定であるとか身体障害者手帳をお持ちの方、また車椅子の方、そういう方とはまた別におひとり暮らしの方であるとか、例えば接種をするのにちょっと理解をするのが難しいというようなお方につきましては、送迎だけでなく、接種の介助ということで、そういった支援もさせていただいているところでございます。

いずれにしましても、本来の目的が、接種を御希望される方がスムーズに接種をしていただけるという状況をつくってることがこの事業の目的でもございますので、今後もまだ接種、続きますけれども、困難を抱えていらっしゃる方につきましては、こういうサービスも御利用いただければなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 今、室長がお答えいただきまして、その内容はよく分かります。ただ、当初から、先ほども言いましたようにポイントになったのは、どうしても1人では行けない方をどうするかというところに絞られたんですね。

今、75歳の高齢者の数って、愛荘町では2,500人ぐらいいらっしゃるんですね。その方の、これは正確には2,400幾つなんですけどね、2,487ですわ、おおむね2,500と。考えても、これを3回やれば、7,500回の方が公民館まで行ったり来たりしてはります。そのうちの令和3年度、3年度でええのかな、中で26件ということは、260回行く回数の中で1回しか移動支援をお願いしておられないんです。

それが令和4年度になって、今言われますように、町長は60歳以上の方と、もう1つ言われましたね、その方の件数を、人員を見ても、60歳以上、私が先ほど調べた75歳以上が2,500、そしたら60歳以上はもっと増えるわけです。にもかかわらず、4年については1件しか利用しておられない。これは本来、その移動支援を利用された方が本当にありがたかった、よかったと思われたら、次のときもお願いされると思うんです。それが減ってきたら、ただ単に何歳以上の方の接種とか、そんな部分での形をもって捉まえるべきではないと思う。

当初、私としては、当初はそういうような障害者の方とか特別な方の数字とっておき、それが合うかどうか、今は分かりませんが、それが現在、全ての方を対象にサービスを提供しようとしているんだとしたら、どこかでこういうような形に変わりましたという周知はすべきであると思うんです、何事においても。

そして、接種後の体の状態が不安やから家族の人に来てもらう、それも1つの方法かもしれませんが、ヘルパーとかそういう人のほうが、もっと私は、能力ですか、そんなんを持っておられたいと思います。だから、不安な人や、不安に思われた方やったら、やっぱり介護支援者とか、そういう方々と一緒に来られるんじゃないかなと思うんですけどね。

これは、こんなことを言うても仕方がないですけどね、要するに、一番最初にこういう形で支援をしようとしていた部分が後に変わったのならば、周知方法はどうしていたか、その点についてお尋ねします。

**○議長（村田 定君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

周知につきましては、当初は地域の皆様方の家庭の状況であるとか、御本人の状態を非常によく御存じいただいております地域の民生委員、児童委員の皆様方に御協力を賜りまして、必要な方にはこういうサービスがあるよというようなことをお伝えを頂くというような対応を取らせていただいております。

当初、予約を取ることもなかなか難しいというような皆様方が、町のほうにも御相談には見えますけれども、やはり地域の民生委員さんのほうに御相談されることも多うございましたので、そういう機会を捉えまして、送迎のサービスについてもお知らせをさせていただいていたというようなところでございます。

大きく周知ということでお知らせをさせていただくということではございませんでしたけれども、コールセンターでの御相談、また町のワクチン接種推進室への御相談、またカウンターの窓口での御相談、そういったことがございました折には、こういう相談の御案内をしていたというようなところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** いろいろ1つの施策を推進していくためには、問題があり、それをクリアしながらいくということは大変なことだと思いますわ。それでもやっぱり、その住民さんの立場に立って、やっぱり同じサービスを提供するなら、みんなに知ってもらえて、喜んでもらえるようなサービスの仕方を私はするべきやと思うんです。

当初、民生委員さん、また介護ヘルパーさん、そういう方々を通じて、その機会を捉えまして移動支援の申請もお願いしていると、今言われましたわね。そういうのはそれでいいと思うんです。そやけど、全体にやりましょう、誰でも使ってもらっていいですよと、誰でも言うたら語弊がありますが、大きくサービスを拡大させていくんやったら、やはり広報を通じてやるとか、同じするならメリットの大きいやり方を取ってやらな、町としても何をしてるか分かりませんでしょう。何をしとんねんと言われても、それまでですよ。

だから、同じするなら、本当に住民の方にもありがたく思ってもらい、行政においてもスムーズに自分が回れるような形のことをやっぱり周知していただきたい。

それをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に2点目です。これ、昨日もこの話が全協の中で出まして、どういう形で質問したらいいか、ちょっと迷っているところですが、最近よく業務ミスについての報告が全員協議会の中で行われます。これら業務ミスでは報道を必要とするものを発表されており、住民の方々の皆さんもこの部分については知っておられると思います。

令和3年1月から令和3年12月までの年間に発生した件数は5件、令和4年4月1日より7月までに発生した件数は3件となっております。その内容については、ほとんどがチェック漏れや単純な事務処理ミスが目立っており、中には金銭が伴い、住民の方々に影響を及ぼすものもあります。

これらのものについては、発生する毎に全員協議会の席上で発生状況、原因、再発防止対策を記入したペーパーで説明されるが、原因はチェックミスと単純な事務処理ミスの繰り返しで、再発防止については、ほとんどのものがチェックの強化という形で取りまとめておられることが多いと感じています。

ミスが発生しても、このような繰り返しで終わっていて本当によいのか、疑問を持ちます。影響が行政の中のみでとどまるものもあれば、直接住民の方々に迷惑をかけるものもあることから、日常の業務を進めていく中で、それぞれの立場において、もっと厳しさを持って業務を遂行していくことが必要ではないかと感じます。その過程において、それぞれの立場でする事務内容は変わっています。だから、その部分について、おのおのの段階でどのような指導を行っておられるのか、副町長にお尋ねします。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答えいたします。

まず、業務ミスの発生により、住民の皆様をはじめ、関係する方々に御迷惑をおかけいたしましたこととおわび申し上げます。

ミスの原因を確認をいたしますと、そのほとんどが人為的に生じたヒューマンエラーによるものでございまして、認知誤り、慣れ等による不注意、意識の低下、知識や経験の不足、不十分な連絡や報告、心身の機能低下などの要因により起きていると把握をしております。

人為的な要因により発生するミスは人により防げるものであるというふうに認識をしておりまして、まずは職員一人一人がミスを起こさないということに細心の注意を



図ってまいること、また、職員が個人としてミスを起こしても、組織として、それを防止できることが重要と考えております。

そこで現在、各所属において取り組んでいる内容ということで御報告をさせていただきますと、まず職員自身が、誰もが業務ミスを起こし得ることということを改めて意識をして業務に当たること、また、万一のミス発生時には直ちに上司に報告をすること、さらには、ミスの起こりやすい状況や起こったことを所属内でしっかりと共有して、同じ誤りを発生させないこと。これらを徹底をいたしまして、業務ミスを起こさないように、組織力の強化に努めているところでございます。

また、所属長をはじめ、各管理職でございますが、業務ミスの起こった状況の確認と整理を行い、その再発防止策の検討を所属内で行うとともに、手順書やチェックシートの見直しなど、再び同じことを起こさないよう、所属職員の共通認識のもと、業務を遂行するよう指示をしております。

町組織全体としての防止策といたしましては、課長会議における情報共有のほか、各部局の政策監には、所管する所属において類似する事象等が起こり得る可能性があるものについて、特に注意喚起、再点検を行うように指導をしております。

今後は、職員に対する事務ミス防止研修のさらなる充実でありますとか、所属長を対象とした組織マネジメント研修などを強化することで、組織全体でミスゼロに取り組んでまいりたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** ありがとうございます。いつものコメントとさほど変わらないコメントであるように感じます。

そこで、私もちょっと確認はしてないんですけど、業務フローって、これ、各課お持ちですか。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答えいたします。

逐一全てのものを私、把握しているわけではございませんけれども、定例的に行っていく業務などについては特にフローチャートのもの、手順書というのを作成して業務に当たっていて、担当が代わったときにはそれを引継ぎをして、同じ執務事務を以降にも引き継いでできるように行っているというふうに承知をしております。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** その業務フローですけど、今お聞きしますと、あるものもあるし、中にはつくってないものもある。そういうような形で捉まえていいんですね。

なぜこういうことを聞くかといいますと、業務フロー、組織の体制やそんなんが変わると、業務フローは当然変わってきます。いつも同じような、いつまでも同じような業務フローでやっているわけではないと思うんです。そこら辺は見直しをかけたのは、もし、まだ副町長、就任されて日が浅いので前のことは分からないと思いますが、近々に見直したようなことはありますか。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答えをいたします。

私が就任してから、町内の全ての事務について一斉に点検するというような指示は行っておりませんが、問題が起こった事象について、業務フローがあったんだけれども、そのところが抜け落ちていたというような事例も報告を受けておりますので、それについては同じミスを起こさないように、その業務フローを見直すということについて指示をした事例はございます。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** もう1つ確認しておきたいんですが、例えばAという課で業務ミスが発生しましたと。そしたら、これは課でミーティングを持って、そして記録して、残して、そして、どのような対策をするかというのを副町長のほうへ報告されるんですか。

それともう1つ、Aという課で業務事故が発生しても、全課対象に、5分でもいいので、こういう事象があつて、こういう対策をしたというのを、おのおの課でミーティングをされていますか。お答え願います。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答えいたします。

まず1つ目の、各所属において報告が回ってきておるかということについては、その経過、どういうことを行ったか、改善策も含めての報告は私のところにも回ってくるようになっております。だから、1つの事務が起きたときに、全ての課で5分なりともミーティングができていくかということでもございますけども、これも全ての事象を把握はできておりませんが、庁内に共有するものについて、庁内の連絡システムで周知をいたしまして、同じ事務の誤りを起こさないようにということで周知を

しております。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 細かい話になって申し訳ないんですけど、こういう業務日誌とか、そういうようなものは、発生しないように貴重な時間を割いて議論、協議、協議すると、反省するか、そういうような場を持って、ああ、こんなんがいつも忙しいのにするのはかなわんと思うようにならな、私は業務ミスは直らないと思います。何でAという課が出たのに、私との課でそんな対策をしやなあかんねやと、そういう声が上がってきて初めて自分のところの業務をきちっと見直そうというようなことにもなるんです。

それと、危険予知訓練というのがありますね。こういう業務をこういう形で進めていったら、こういうことが起こるので、ここは違った角度から見て歯止めをしましょうとか、そんなんは定期的にやっぱり行わないと、何回しても繰り返し発生すると思います。そして、そのやったことを報告を受けて、おかしいと思ったところはチェックする、再度助言する、そういうシステムを構築しない限り、私は業務ミスは直らないと思います。何ば情報を共有するとか、そんなことやっとならな。

業務事故は、業務ミスを起こしたら大きな問題になります。中には処分を受けるときもありますし、その形は訓告とか減給とか、いろいろな形があります。それらはやっぱり職歴に残るんです。役場に勤め、そして長年頑張ってきた中で、ちょっとしたことで、その処分されたあれが経歴として残る。そういうことはやっぱりできるだけ避けるようにしやな、私は駄目だと思うんです。それにはやっぱり、その上に立つ者がそういう起こりやすいシステムを変えて、助言して、そして、そんなんが起こらないように指導していくのも1つの方法だと思うんです。起こした人を何でや、何でやと責めるより、起こさないようにやっぱり指導していくのも1つの方法だと思います。

そういうことから、日々の業務を運営していく中で、やっぱり自分も大切ですけど、一生懸命愛荘町のためにしていただける部下の職員の方々の幸せをやっぱり守るのも、上に立つ人間の、人の責務やと思うんです。この役場を退職したときに、本当に心から「ああ、よかった」と言ってもらえるような指導をやっぱりしていくべきではないかなと私は思います。その点について、副町長、お答えしていただき、次の質問に移ります。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** 御答弁いたします。

外川議員御指摘のとおりだと思います。住民の皆様のために住民サービスを提供するのが役場の大事な役割だと思っております。そうした中で、不適切な事務等を行うことによりまして、懲戒処分等のことを起こすことになってしまった場合には適切にその処分を受けていただくということが必要ではございますけれども、そもそもそうしたミスを起こさない、そういう職場づくりを防ぐための手だてというものは組織をマネジメントする者の役割だというふうに思っております。

研修につきましても、通り一遍の研修ではなくて、同じ事務を起こさないためにどのような原因があつて、どこに気をつければ起こさないのかということに重点を置いたような研修をやつてまいりたいと考えておりますし、システム的なチェックのところで防げるものについては、そのチェックシートであるとか手順書をどう改善すれば、その再発を防ぐことができるのかということをさらに煮詰めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** それでは、次の3点目に移ります。

行政の問合せ時における対応についてですが、ある件で昨年11月頃、口頭で問合せを行いました。明確な回答を得られないことがありました。その数か月後、総務省が所管する行政相談があることを知り、その行政相談を受けました。しかし、その結果、相談の結果、行政相談員はその質問に対するジャッジはできないと言われたと聞いております。

そのことを受けて、直接担当主幹へ、課長宛てに質問書を提出されたのが4月頃です。その後、何の連絡もなく今日に至っております。これら一連の件については、状況を知っておられる担当課もありますが、こういうような事象がほかにもあるのか。ほかから問合せがあつたりした場合に、検討しますとか、検討しますとかいうのはまだましですけど、何も言わないでほったらかしにしていく。それこそ、冒頭で言いました町長の足を引っ張っているような感じです。

そこで、こういうように質問されて放置している、こういうのは誰がチェックしているんですか。お答え願います。

**○議長（村田 定君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

**○9番（外川善正君）** これは大切なことですよ。あなたがコメントすることじゃないでしょう。ちゃんと立場をわきまえてくださいよ。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。今ほど、事前にも頂いておりました外川議員の御質問で、当初の質問のところは私が答弁をさせていただくところになっておったんですが、誰がどのように御質問を把握しながらやっているのかということに関してということであったので、今、生駒政策監が事務の総括として手を挙げてくれたということでございますので、当初の御質問を頂いている部分、この回答期限をどのように指示をしているのかということの御質問ということにも立って、答弁をさせていただきたいと存じます。

町に対して頂いた問合せや要望については、各担当課において、その内容を整理、共有し、検討した結果、速やかに回答をするようにしております。複数の担当課が関係するような案件につきましては、その窓口となった課が関係各課に共有し、回答内容を取りまとめて回答することとしています。回答に至るまでの期間につきましては、案件により様々であり、回答内容の検討に時間が必要であることもあるため、特に定めてはおりませんが、速やかに回答するよう努めております。

なお、回答までに時間を要する場合においては、回答の予定時期や検討状況の進捗を相手にお伝えするよう徹底してまいります。頂きました問合せや要望の内容及び回答については、その経過をしっかりと記録し、今後の行政運営における貴重な材料として活用してまいります。

少し繰り返しというか、補足としても答弁をさせていただきますと、外川議員にこのたび、こういった御質問という形で頂いております。大変町にとって大事なことを御指摘いただいていると思います。特に私がこの中で答弁を頂き、各課とも答弁調整をしていく中で、各課に依頼をしたことがございますのが、やはり御質問を頂いた方と、それを受けた課において、受け手と出し手の中で、やはりその物事に対する時間軸の捉え方って、往々にして違うと思いますので、そういう点では、共通理解をした上で、「この案件に関しては大体これぐらい時間かかりそうなんですわ」、「かかりそうなんですよ」って、「そんな感じでいいですか」って、「そうやな、大体それぐらいかかりそうやな。ほんなら、それで後、連絡くれるようにしてくれるか」って、「分かりました」というようなところのお互いの合意を時間軸に関してはしっかりと持つよう

に、今後の御質問とか御相談を頂いたときにはその部分をしっかり徹底してほしいということを、私からも各課に要請をしたものでございますので、大変大事な部分、御指摘を頂いていると存じます。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** ありがとうございます。今、いろいろお話を聞きましたけど、私が納得できる答えではなかったと。そうあって願いたいとは思いますが、それができてなかったので質問してるわけでしょう。

私は、有村町長が町長に就任して1年ぐらい過ぎたときに組織の体制を変えられました。それは皆さん御存じだと思うんです。これから話をするのは、さきの業務ミス等にも関連すると思いますが、課長クラスの資質を向上させようとして、その当時、部長職を廃止して、そして課長に権限を与えて、資質の向上を図られたというふうに私は受け止めております。そういうようなお話があったと思うんです。

これにつきましては、この絵に近づくことなく、先ほどの業務ミスにおいても、今まででしたら担当、主任、係長、課長、部長、副町長、町長とずっと上がってくる中で、どこかでチェックできている部分があると思うんです。それぞれ自分の責務、職責に合った見方をします。ところが、現在は担当、主任、係長、課長、次の部長を抜いて、次、誰が指導しているんですか。確かに課長の方の資質を向上させるということは、業務のレベルが全体的に上がるのでいいことです。けど、その1段階が抜けることによって、いろんなところに弊害が出てきたら何にもならない。だから、先ほど言うた業務フローは、それに合った形に変更してチェックしていますかという、先ほどの話です、これは。誰が運営しているのか、課長が主体的に運営しているんです。この前の住民説明会においても、開催しないと、開催するとか、二転三転しております。ようやく開催したんですが、今までになかった予約制を取って、ニーズを絞ってやろうとされましたわね。こんな今までないことですよ。それは課長が考えたのか、町長が考えたのか、副町長が考えられたのか、誰が考えられたか分からないんですが、結果的には今までずっと一般質問の中でも出てましたような答えです。そして、その予約も、予約をしたらやっぱり、結果として60名の枠に入っていますよとか、こんな大きい問題の町民説明会やったら、申請される方は60名から入れないかもわからんと思って、何も連絡がないから外れたと思って参加を断念された方も来て、私のところに言うてこられました、そのことを。そういうような一端もありま

す。

だから、業務を推進していくということは、細かいところまでやっぱり抑えていかなあかん。それが先ほども業務ミスのところを話をしたように、ちゃんと抑えられるような仕事のやり方をつくって、それをきちっと周知して推進させていくことが私は大事であろうと思うんです。

ちょうど言うてしもうたときにベルも鳴りましたので、これで私の質問は終わっておきます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君の一般質問を終わります。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩します。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時49分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 瀧 すみ江君

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江、一般質問を行います。今回は4項目について一問一答で行います。

まず初めに、新型コロナについて4点ほど質問します。

第7波の新型コロナウイルス新規感染者は全国で大幅に増え続け、愛荘町においても毎日数十人の規模での報告がされています。オミクロン株の重症化率は低いと言われて、ワクチン接種も進んだ結果、全体としての重症化リスクは抑えられてきたというのは事実です。

しかし、感染の絶対数が増えれば、重症化の絶対数も増えるので、自明の利であると同時に、第6波からの最大の実践的教訓でした。特に、感染力が従来のオミクロン株に比べ強いと言われるBA.5に対しては、若い世代でのワクチン接種3回目の遅れ、小児へのワクチン接種の遅れと相まって感染爆発の危険が指摘されていました。発症した人が発熱外来などに殺到すれば、医療体制が崩壊し、真に医療を必要とする人に

医療が提供できない事態となるなど、重症化、死亡のリスクが高まってきたのです。重症化率が一般的に低いというだけでは、実際の感染状況と医療提供体制とのバランスが崩れるもとで多くの死者が生まれる危険は、医療現場からも多くの告発の聲が上がっていました。また、オミクロン株の重症化リスクの低さをめぐっても、専門家は、同株の感染者に占める死亡者の割合は2月時点で0.13%ほどで季節性インフルエンザを上回るとして、過小評価を戒める声も上げられてきました。とりわけBA.5については肺での増殖が見られ、重症化が否定できないことや、もともとリスクの高い高齢者の基礎疾患の増悪の危険が警告されてきたのです。

ところが岸田政権は、8月に入ってから、感染爆発に続き、死者の急増が進んでも行動制限は行わない、経済を回すというばかりで、本格的な感染抑制策、医療体制の支援策を打ち出さず、成り行き任せを続けてきました。新型コロナウイルス感染での死者の拡大に対する岸田政権の責任は極めて重いと言わなければなりません。オミクロン株BA.5の感染爆発を許し、逼迫を極める医療体制に対しても、何らの支援も具体化してこなかったことが、助けられた多くの命を失わせる結果になっています。

爆発的な感染拡大で医療崩壊が深刻となり、本当に治療が必要な人に医療が提供できない状況があり、その面からも重症化率、致死率の増加が懸念されます。

1点目に、このような中、町内の医療機関での状況について答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** 御答弁させていただきます。

愛荘町の診療所においても、全国的な状況とほぼ同じく、新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、各診療所に相当の負担がかかっている状況と把握しております。愛荘町では、日常の診療に加えて、7診療所で発熱外来を開設していただいております。発熱者専用の診療室を設置したり、発熱外来時間を別に設定して、車中で診察を行うなどの対応をいただいているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染の有無を調べる抗原検査やPCR検査を行う場合は、日常の診療のときの感染対策に加えて、感染予防着やN95マスク、フェースシールドの着用が必要となります。その着脱に加えて、診療所の外の車中で待機している患者さんのところまで医師や看護師が移動して検査を行うため、検査の実施自体が各診療所の負担となっております。発熱患者の増加に伴い、1日の検査者数を制限しなくては日常診療が回り切れない状況となっている診療所もあります。



また、その検査結果で陽性と判断された場合、感染法に基づいて新型コロナウイルス感染症発生届を保健所に提出する業務も加わり、各診療所の業務負担は相当のものと聞いております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今のお話を、答弁をお聞きしまして、医療従事者の方々に心から感謝申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。39℃の熱が出た、熱が下がっても咳が出て味覚障害があるとお話をお聞きしました。オミクロン株は軽症が多いといっても、油断できないと考えます。症状がある場合、10日以上は外出できません。食料支援は県が行っていますが、独り暮らしの高齢者が申し込めずに買物に困っている場合もあると思います。

2点目に、自宅療養者の困り事に対し、町も情報提供、支援することを求めますが、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 現在、新型コロナウイルスに感染しても軽度あるいは無症状の場合、県内の病床占有率が逼迫していることを踏まえ、一定期間自宅療養となります。感染症によって自宅療養される方や御家族、同居の方は様々な御不安があることから、現在滋賀県では、自宅療養される方に安心していただけるよう、自宅療養者等支援センターで健康観察を行っており、毎日24時間体制で電話相談が受けられる体制を取っております。また、自宅療養者の経過観察については、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（ハーシス）を運用しており、毎日の健康状態を報告することで、管轄される保健所へ反映・共有され、それぞれの方の状態を迅速に把握し、適切なフォローが可能となっております。

次に、自宅療養者に対する食料品支援に関してですが、現在新型コロナウイルスに感染し、自宅で療養される方で、インターネット等で食料の購入ができない方、また家族全員が陽性で食料品を確保できない方を対象に食料品支援制度がございます。御承知のとおり、この制度につきましては滋賀県が実施しているもので、御自身で申込みをすれば、自宅療養開始日から自宅療養完了日までの間、必要となる食料品、特に米類やレトルト丼類、水等が自宅に届く制度でございます。

このように、県において自宅療養者からの相談や支援に適宜対応できる体制が整っておりますことから、町といたしましては、引き続きこれらの制度をホームページ等で活用し、住民の皆様への情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 再質問をさせていただきます。

滋賀県では全数把握の簡略化はしないようですが、医療機関の逼迫を緩和するためと、外来受診前の重症化リスクのない有症状者等に対して、個人宅配送により、抗原定性検査キットを配布するとともに、配布した抗原定性検査キットや購入された医療用の抗原定性検査キットで自己検査を行い陽性と判明した場合や、滋賀県PCR等検査無料化事業の検査で陽性と判明した場合に、外来受診を受けることなく迅速に療養につなげられるよう、陽性者の登録を行う検査キット配布・陽性者登録センターを9月1日より開設しました。このことについて、2点ほど質問します。

1点目に、対象者がどうなるのか、どう行動するか、当事者の判断によります。もし当事者の判断がつかない場合はどうしたらよいのか、町民に対する周知はどうするのか、申請の具体的な手順についての説明を求めます。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 御答弁申し上げます。

まず、検査キットの対象者でございますけれども、県内在住で濃厚接触者となられた方や、県内在住の65歳未満の方で発熱等の有症状者であるが重症化リスクのない方、また妊娠をされていない方等が検査キット配布・陽性者登録センターへ申込みを行うことで、抗原定性検査キットが郵送されてくる仕組みとなっております。その後、自己検査を実施していただきまして、陽性が確認されれば再度センターで陽性者の登録を行い、それぞれ自宅等で療養していただくこととなります。以降、御答弁させていただきますとおり、自宅療養者支援センターが窓口となり、ハース等健康観察を実施をしていただく流れとなっております。

また、御自身で判断ができない場合や、薬の処方等を受けた方につきましては、医療機関への受診や、随時電話相談等もしておりますので、お問合せのほうを頂きたいというふうに思います。

住民の周知の部分につきましては、県において新たな取組がなされたといったこと

から、現在、町におきましてはホームページ等で周知をさせていただいておりますけれども、今後は広い世代にもお伝えができるように、広報なり防災無線等での活用も今後は検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 2点目ですが、自宅で不安を抱えながら療養する人が増えることとなります。検査キットの申込みや、陽性となったときのハーススへの申込みも全てインターネット、メールでのやり取りが中心になりますので、それが無理な方が取り残されることのないよう、役場に当事者から連絡をすれば役場で対応できるという仕組みを検討していただくことを求めますが、答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 御答弁申し上げます。

先ほども御答弁させていただきましたとおり、現在、自宅療養者に対しては、自宅療養者等支援センターが中心となり、健康観察が行われております。インターネットやメール等でのやり取りができない方につきましては、電話等での健康観察を実施しておりますし、本人がやり取りできない場合につきましては、代わってその御家族等が健康観察を行っていただいているというふうに聞き及んでおります。本日までの間に、彦根保健所管内で自宅療養中の方と連絡が取れなかった、あるいは健康観察ができなかったといったケースについては、現在まではないというふうに確認しているところでございます。

なお、県の自宅療養者等支援センターと自宅療養者の相談窓口についての情報提供に現在努めているところではございますけれども、不安を抱えられた自宅療養中の当事者の方から役場に直接電話相談等があった場合につきましては、現在も個別対応をさせていただいておりますし、今後におきましても継続した対応を考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** ぜひ、やはり役場が一番町民にとって近い存在ですので、ぜひその対応をよろしく願いいたします。

重症者数は多くないと言われますけれども、重症者の定義が実態と合っていません。

現在の重症者の定義は、肺炎を起こし、呼吸不全で人工呼吸器などを装着している場合です。しかし、ワクチンが普及し、オミクロン株が主流になる中で、肺炎を起こす例は極端に減っています。そのため、どんなに全身状態が悪くても、酸素飽和度が下がらなければ、亡くなる直前まで軽症とされます。軽症だからと医者にかかれずにいて、自宅療養中にこのような危険な状態になってしまうかもしれません。

滋賀県においても、自宅療養中に容体が悪化して亡くなられたというニュースをこの間お聞きいたしました。町民の方から、熱があつて、何件かの医療機関に診察してほしいとの電話をしたが断られた、また、独り暮らしでの療養で大変だった、食料支援といっても申請が難しくできないとの声が寄せられています。このような町民の不安解決のために、一番身近な町が向き合う必要があると先ほども申し上げましたが、何回も申し上げますが、そのように考えます。誰一人も取り残さないために、町民のSOSに緊急の手だてを取る体制整備の検討を今後ともよろしくお願い申し上げます、次の質問に参ります。

3点目に、子供の状況についてです。第6波のオミクロン株B.A.2から子供の感染率が上がってきています。5歳未満はワクチン接種の対象外で、5歳以上のワクチン接種も進んでいません。子供から親に感染するという事もお聞きします。子供の感染状況と、子供のワクチン接種の状況について答弁を求めます。また、2学期開始についての対策について答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）**　　くらし安全環境課長。

**○くらし安全環境課長（水谷徹也君）**　　まず、子供の感染状況をお答え申し上げます。

当町におけます15歳以下の感染状況につきましては、7月1か月間の累計で、陽性者数374人中99人と全体の約26%を占めております。また、8月1か月間の累計につきましては、当町の陽性者数1,305人中342人と、同じく全体の約26%となったところでございます。陽性者数としましては、8月は7月の約3.5倍と増加をしている状況でございます。

次に、子供のワクチン接種の状況についてですが、8月末現在の5歳から15歳未満の子供の接種者数は、1回目852人、2回目843人で、接種率はそれぞれ31.5%、31.1%でございます。

**○議長（村田 定君）**　　学校教育担当課長。

**○学校教育担当課長（山川 剛君）**　　2学期開始についての対策についてお答えしま

す。

各学校園では、夏休み終了前から健康観察アプリ等を活用しまして、子供の感染状況を把握し、2学期の始業に向けて準備をしてきました。2学期においても、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、身体的距離の確保、手洗いの徹底、十分な換気等の感染対策を徹底しまして、学びの継続との両立に努めています。2学期に行われる運動会等の行事も、感染の状況によって判断することとなりますが、昨年度の経験を生かしまして、感染対策を徹底し、実践する方向で考えております。

また、マスクの着用につきましては、熱中症への対応を最優先しまして、屋外での活動や学校での体育の授業、園児の外遊び等では必要としておりませんが、基本的な感染対策を踏まえた上で、国とか県と同様の運用をしてまいりたいと思っています。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種の1回目から4回目は9月30日に接種を終了し、10月半ば以降、初回接種完了者全員を対象に接種を実施することを想定して、従来株とオミクロン株BA.1に対して準備を進めることを、8月24日の議会全員協議会で説明がありました。

愛荘町が、先ほどもちょっと答弁の中で触れておられましたけれども、8月30日に出しておられる新型コロナウイルスワクチン接種実績によりますと、初回接種を終了した方は1万6,634人です。そして、先ほど言われていましたように5歳から15歳の接種率、1回目が31.5%、2回目が31.1%と、このように低い状況です。

そのような中で、子供の感染リスクをどのように抑えていくのかについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** 御答弁させていただきます。

基本的な感染対策、手洗いであったり、場面に応じたマスクの着用であったり、常時の換気には尽きますけれども、特に小さなお子様につきましては、ウイルスで感染したおもちゃであったり、本であったりとかを触れた手で、また口、目、鼻等をこすることによって感染をいたしますので、特に手洗いとか消毒が大切であると考えております。

新規感染者のうち、10代以下の子供さんが3割弱を占めているという現状から、繰

り返しにはなりますけれども、基本的な感染症対策をお願いしたいのと同時に、ワクチン接種も一種あると考えております。

先般、9月2日ですけれども、厚生科学審査会の予防接種・ワクチン分科会において、5歳から11歳の子供に対して、2回目接種から5か月以上経過した後に追加接種を行うことというふうに勧められております。また、9月6日より、本追加接種については努力義務を適用することとなっております。しかしながら、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくということについては変わりませんけれども、そのため、町内の診療所の医師団と協議を早急に行いまして、小児用ワクチンの追加接種ができる体制整備であったり、新たにまだ受けておられない1回目、2回目の接種を希望されるお子さんの接種ができる機会の確保について努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

ちょっと再質問を続けさせてもらいますけれども、先ほど申し上げました10月に行われるという予定のワクチン接種、これは1万6,000人以上の方を対象にされるので、かなり大がかりな準備と実行が必要と考えますが、どのように行っていくのかについて、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** お答え申し上げます。

こちらにつきましても、まずは町内の先生方との御相談をした上でのこととなりますけれども、先ほど申し上げた9月2日の厚生科学審査会予防接種・ワクチン分科会において、今回、オミクロン株対応ワクチンにつきましては、重症化はもとより、発生予防と発症予防を目的として実施するというふうに言われております。そのため、初回接種、1回目、2回目接種を終了した12歳以上の方を対象の全ての住民さんに、オミクロン株対応型ワクチン接種の実施を想定として準備を進めるようにと言われております。

そのため、愛荘町といたしましても、早急にお医者様との会議を終えた後、10月半ばぐらいには、オミクロン株対応型の接種券の発送準備を進めているところでございます。具体的な接種日程であったりにつきましては、まだ先生との会議を終えて

おりませんので、この場で御報告することはできませんけれども、ワクチンの搬入の日程等も考慮しつつ、できるだけ早い段階で接種が開始できるように進めていきたいと思っております。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種に関する情報についても、今後もしっかり皆さんに提供しつつ、希望される方が速やかに、安心して安全に接種できるような体制整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 先ほども外川議員が質問しておられたように、交通手段の支援など、また予約、そのような困難な方の支援を行われていただいていたわけですが、これも今までどおりに行うのかについて確認をしておきたいと思っておりますので、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** 御答弁申し上げます。

先ほども外川議員の御質問の中で御答弁をさせていただいておりますけれども、送迎の支援につきましては、引き続き実施をしてみたいというふうに考えております。ワクチン接種をしたいと御希望される方が皆様漏れることなく接種をしていただけるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** すみません。予約のほうも、何とのか、今までみたいにああやって、ちょっと支援を、インターネットなど難しい方にさせていただけるかどうか、再度お願いします。

**○議長（村田 定君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** ワクチンの予約につきましては、引き続き同じ方式で行ってまいりますので、予約をインターネット等で取りづらい方につきましては、窓口のほうでの御支援、そういったものも引き続きしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 次に、再質問の続きですけれども、教育委員会にお聞きしたいと思います。先ほども答弁の中で運動会の行事のことも触れておられましたけれども、やはり運動会、行事、ぜひ実施できるように願うわけですけれども、やはり練習などの場合でもかなり、人と人の距離を置くことが難しい、そういうことをしていたら授業にも練習にもならない部分もあるかと思えます。それで、そういう場合についての感染予防の注意点について、具体的にそういう答弁を求めたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 学校教育担当課長。

**○学校教育担当課長（山川 剛君）** お答えします。

各学校では昨年度の経験を生かしまして、学年とかで集まらないで、各クラスごとになるべく、雨が降らない限りはグラウンドで広く練習をする等、気を遣ってやっております。行く前、グラウンドに出る前、出た後も、手洗いの徹底等を必ずして練習を終えるということをしております。また、全体練習もなるべく少なくするようにして対応しております。当日、運動会等も学年ごとにしたりとか、そういうことで全体が集まらないように、距離を取って対策をしているところでございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** ぜひ予定どおり滞りなく運動会が行われるようによろしくお願ひしたいと思います。

今まで、この再質問に際してはいろいろとお聞きさせていただき、しっかり答えていただきまして、ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

4点目ですけれども、子供のインフルエンザの予防接種への補助について質問します。新型コロナとインフルエンザは症状が見分けにくいと言われております。コロナと同じように、インフルエンザもワクチン接種を受けていれば、もし感染していても軽症で済みます。しかし、インフルエンザは子供の場合、実費での2回の接種が必要になり、保護者にとっては重い費用負担となります。複数の子供がいる世帯なら数万円の負担になります。費用負担が重くて、予防注射を受けずに高熱が出たとしたら、医療逼迫に拍車をかけることとなります。

以上のことから、おととしのように、子供のインフルエンザ予防接種に1人1回3,000円の補助をすることを求めますが、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** 御答弁させていただきます。



令和2年度は、冬期を迎えるに当たって、まだ未知の部分が大変多かった新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行することによる医療崩壊を危惧されたことから、滋賀県インフルエンザ予防接種助成事業補助金交付要綱及び国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等を活用して、県内19市町で高齢者、義務教育以下の子供、妊婦を対象に、自己負担金なしでインフルエンザワクチンの接種を行ってきました。

また、昨年令和3年度には、高齢者の重症化予防を目的として、65歳以上の高齢者に対し、個人負担金1,300円でインフルエンザワクチンの接種ができるように支援を行ってまいりました。今年度につきましても、昨年度同様、引き続き高齢者への一部助成を行いますけれども、お子様についての対象とした補助について行うことは考えておりません。

議員御指摘のとおり、医療逼迫を引き起こさないためにも、自分自身が感染しているかもしれないと考えて、引き続き手洗いや場面に応じたマスクの着用、常時換気など、基本的な感染対策をお願いいたします。また、特に高齢者やハイリスクの方と関わりのある場面では、より慎重に感染対策を実施していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** それでは、次の質問に移ります。

次に、学校給食費の無償化について質問します。6月議会では、学校給食費の保護者負担の軽減を求めたところ、最終日の補正予算で新型コロナ対策として、公園の給食で使用する食材費の高騰を踏まえて賄材料費が増額され、給食費の保護者負担を軽減することができました。全ての子供たちが平等に健やかに学ぶ環境を保障するために義務教育は無償となっています。しかし、義務教育の一環でありながら給食は有料です。義務教育は無償の観点から、また、コロナ禍の生きづらさを支援するために学校給食の無償化を求めますが、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** これまでの議会答弁でもお答えをしておるとおり、給食費の無償化につきましてもは考えておりません。義務教育は無償の観点から、給食費の無償化を求められておりますが、学校給食における給食費においては、学校給食法や学校

給食法施行令で、学校給食の運営に要する経費として、施設及び設備に要する経費並びに従事する職員の人件費を設置者の負担、また、それ以外の経費である食材費は保護者負担と定められていることから、保護者の方に御負担を頂いております。今後も引き続き、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 滋賀県内でも豊郷町、長浜市、高浜市に続き、野洲市、甲良町も給食費の無償化を始めました。昨日もお話が出ていたんですけども、コロナ禍における子育ての困難さを支援するためのことだと思います。

町内に住んでいる私の孫が通っている保育園が、コロナのために1週間休みになった後に、孫が濃厚接触者になったということで、その上、5日間保育園を休ませることになりました。子供が濃厚接触者になれば、その両親も家から出られずに仕事を休まなければなりません。結局、8月は10日ほども休みになってしまいました。このようなことがどこでも起こっていることと思います。コロナ禍における子育ての困難さを支援するために、本町でも給食費の無償化、検討していただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、ごみ減量化について2点質問します。

1点目に、6月1日から6月30日を実施期間として行った「チャレンジ「家庭ごみ15%減量化作戦」～私の1日のごみ減量行動～」の効果と、減量化に向けたその後の取組について答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 令和4年6月1日から6月30日までの間、家庭ごみ15%減量化作戦を町内全域で実施したことに関し、住民の皆様の御協力に感謝申し上げます。

令和4年6月分の分析結果としましては、まず年度別比較として、令和3年度6月分に対し、総重量が約8%の減量、令和2年度の6月分に対し、総重量約11%の減量となったところでございます。また、月別の比較といたしまして、令和4年4月分との比較では、総重量はほぼ横ばいでもございましたけれども、令和4年の5月分と比較したところ、総重量は約15.4%の減量が見受けられたところでございます。

今回の取組で、家庭ごみの減量化に一定の効果が見られたところであり、これは住民の皆様の御理解と御協力によるものでございます。今後は、減量化の取組をいかに

継続して行っていけるかが重要であるというふうに考えております。

今回の結果を踏まえた上で、強化月間をさらに延長していくなど、引き続き住民の皆様に対し、ごみの減量化の必要性、重要性を啓発していくことで、より一層の減量化に努めてまいる所存です。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今回の答弁をお聞きいたしまして、本当に15%減に早く実現できそうな、本当に町民の方がそのような減量に対する意識を高めていただいたということで、よい取組だったと思います。

それで、これについて再質問をさせていただきます。この6月の取組において、生ごみ、紙類回収への取組の成果はどうだったのかについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 御答弁申し上げます。

生ごみと紙類といったことでございます。生ごみの減量化につきましては、御答弁申し上げましたとおり、家庭ごみの総量が減っていることを踏まえ、それぞれの御家庭におけるひとしぼり運動等の実践も、具体的な数字ではお示しできかねますが、1つの要因であるのではないかなというふうには考えております。

また、6月の強化月間以降、愛荘町の家庭用生ごみ処理容器設置補助金交付要綱に基づく生ごみ処理機購入補助申請が4件、コンポスト購入補助申請が1件ございました。また新聞、雑誌、段ボール、雑紙等の再資源となります紙類につきましても、今年度4月、5月分と比較をいたしまして、6月分は増えておるといったことから、資源化率は上昇傾向にあり、住民の皆様のご理解、御協力の結果であるというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 本当に効果を実感しているところですが、このことを今後、減量化に向け、どのように具体的、どのようにというか、減量化に向けた具体的な取組ということは何か検討されているのか、答弁を求めたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 御答弁申し上げます。

今後の具体的な取組といったところでございますけれども、今後におきましては、例えば滋賀県が実施をしておりますフードエコプロジェクトに係るフードドライブやフードバンク事業の検討でありますとか、フードエコ推奨店募集等を今後は検討していこうというふうに考えておるところでございます。こうした取組によりまして、廃棄されます食料、これを少しずつでも減らしていき、ごみ減量化に向けた取組を今後強化してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** そのようなことは人助けにも通じる取組だと思います。ぜひ進めていただきたいと考えておるところです。

では、次の質問に参ります。

令和3年3月に学識経験者、1市4町の住民代表及び市町担当部局職員で構成されるごみ分別方法統一化検討委員会が発足され、彦根愛知犬上新ごみ処理施設供用開始後の分別方法の統一及びごみ減量目標について検討された結果、令和11年度供用開始予定の新ごみ処理施設でのプラスチック類の資源化の方向性が示され、ごみ減量目標については、令和13年度までに燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみについて、令和元年度実績から15%削減する目標値が定められました。15%削減の取組を実行し、達成していかなければならないのは各市町ということになります。

5月15日、「彦愛犬のごみ半減へ住民のつどい」に参加し、元上勝町長の笠松和市さんの講演を聞きました。徳島県上勝町では、ゼロ・ウェイストタウンとして注目を浴びています。2020年までに廃棄物量を抑え、焼却、埋立てごみをなるべくゼロに近づけることを目指してきました。ごみを45分別に仕分けるなど分別を徹底し、ごみを資源に生まれ変わらせた結果、今年3月現在で約81%と高水準のリサイクル率を維持しています。このことはCO2の削減、気候変動対策につながります。

気候変動対策は待ったなしの課題です。また、新ごみ処理施設の規模を縮小すれば住民の負担軽減につながることから、愛荘町も早く15%削減をクリアして、その次のステップに進むべきと考えます。そのためには、住民への啓発や意識改革に取り組むと同時に、エコステーションのような事業所を応援し、有効に活用させていただくことが必要と考えます。また、愛荘町独自の粗大ごみのリユース事業は、まだ使える粗大ごみを必要な方に譲る取組で、ホームページでの掲載もされ、ごみ減量化につながるとともに、生活支援にもなると考えます。以上のことから、なるべく早く15%

削減目標を達成し、次のステップに進むための抜本的な対策について答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）**　　くらし安全環境課長。

**○くらし安全環境課長（水谷徹也君）**　　令和11年稼働予定となっております新ごみ処理施設に向けた15%の減量目標については、それぞれの構成市町によって、住民、事業所、行政が高い意識のもと、ごみの減量化と資源化に協働で取り組むことが重要でございます。

議員御指摘、御紹介の徳島県上勝町につきましては、これは山あいの町で、面積は約110平方キロメートルと当町の約3倍でございますが、人口は約1,400人で、当町の約15分の1と非常にコンパクトなまちでございます。また、町によるごみの回収は行われておらず、住民が町内唯一のごみステーションに直接持込みをされ、45種類に分類をして回収することで高水準の資源化率を可能とされている町でございます。

このため、当町で上勝町と同様の取組を行うことは困難であると考えておりますが、当町には民間の資源ごみ回収施設があり、近年の利用者数の増加から、多くの住民の皆様がこの施設を利用されていることをきっかけに、ごみの分別やリサイクルなど、環境について関心を持ち、ごみの減量化に努めていただいております。

こうした施設のさらなる利用を促すとともに、町といたしましても、6月の強化月間を1つのステップとした上で、継続した取組により、住民のリサイクルに対する意識、ごみの分別意識の向上を図り、ごみ減量化の強化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（村田 定君）**　　11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）**　　再質問をさせていただきます。

昨年6月にプラスチック資源循環促進法が成立しました。国は法制定の背景について、海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物、輸入規制強化などへの対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている、このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があると説明しています。

この法律が定着するに従って、容器包装プラスチックだけではなく、製品プラスチックも分別されるようになり、プラごみは減少し、燃やすごみが減ることは明らかです。環境省の容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要、2000年度のものです

が、これによると、家庭ごみに占める容器包装プラごみは容積比で49.9%、重量比では10.4%です。ごみ量は、一般的には重さで示しますが、生活の中での住民の実感としては、目に見える容積比が大きく影響します。容器包装プラごみを分別するだけで、それまで1回の収集で2袋出していたごみが1袋に収まるようになることが分かります。愛荘町で資源として分別収集されている容器包装プラスチックは、ペットボトルと白色トレイです。プラスチック資源循環促進法の流れから考えて、町民に分別を呼びかけるのと同時に、資源としての分別を一步前に進めることが必要ではないでしょうか。食品トレイの中で分別収集されている白色トレイは、プラスチックでもP Sマークのついたものだけで、ポリスチレンという材質です。とがったものが刺さるという柔らかいトレイです。しかし、それとは別に透明の容器が多いし、白色でも別の材質でP P、P E Tの印があるトレイや、色つきのものなどもあります。法律が変わってきた今、資源ごみの分別収集は、町の施策でいずれはしなければならないと思いますし、今からでもできることだと考えます。ごみ減量化とC O 2削減のために、ほかのプラスチックトレイの資源としての分別収集を検討させることを求めますけれども、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）**      暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）**      御答弁申し上げます。

容器包装プラスチックでございます。こちらにつきましては、現在当町が分別収集を行っているのは、御指摘のとおりペットボトルと白色トレイでございます。容器包装プラスチックには、ほかに色つきトレイでありますとかポリプロピレン等、様々ございます。他の種類も分別収集を検討すべきであるといった御質問であったとは思いますが、現在、令和11年度に稼働予定であります新ごみ処理施設において、容器包装プラと硬質プラにつきましては分別資源化というふうになっておりますので、分別資源化に向け、構成市町が統一した考え方で現在調整しているところでございます。

今後は、議員御指摘の細部にわたります分別収集につきましても、さらに検討していく必要があるというふうには考えておりますけれども、分別を促進することで、例えばステーションでの管理でありますとか、新たな収集日の追加でありますとか、分別回収方法の検討等、住民負担にもつながることが想定されます。よって、今後慎重に議論を進めてまいりたいというふうには考えており、加えて食品ロスの削減、またプ

ラごみの削減への周知をさらに強化をし、住民の皆様と協力しながら減量化に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 本当にごみの問題、奥深いものがありますし、でも、こういう流れが生まれておりますので、やはり住民の方と協力して、十分検討して分別収集に努めて減量化を促進していただきたいと思います。それでは、最後になりますけれども、移らせていただきます。

最後に、加齢性難聴の方に対する補聴器購入補助について質問します。

これについては昨年の12月議会で質問し、新オレンジプランにおいて難聴が認知症の危険因子の1つとして挙げられているので、認知症の関連性を十分に留意し、対策を講じていきたいとの答弁をされています。2025年には、高齢者の5人に1人は認知症になると言われています。このような中で、国も愛荘町も認知症の予防に力を入れています。補聴器を早い段階からつけてコミュニケーションを取れるようになれば、難聴が原因でひきこもりになることから解消され、認知症のリスクが低くなります。

以上のことから、加齢性難聴の方に対する補聴器購入への補助制度の創設を求めますが、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** お答えいたします。

補聴器の購入については、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けた方が、医師の意見書に基づき、滋賀県身体障害者更生相談所の補装具の給付判定を受けていただいた場合に、御本人に合ったものを町が交付させていただいており、購入費用、修理費や電池代金、耐用年数の5年を超えたときの再交付について、非課税の方は自己負担なしで、課税の方につきましては原則1割の自己負担でサービスを受けていただいております。しかしながら、手帳の交付まで至らない方については、本制度の対象にはならないため、全額自費で購入されている例もございます。

議員御指摘のとおり、高齢者の聞こえについては、認知症の進行と大きな関わりがあるとされており、聞こえづらいことにより外出を控え、他人との会話を避け、ひきこもりのような状態の中で症状が進んでいきます。

当町では地域包括支援センターを中心に認知症予防に力を入れており、様々な角度

から認知症進行の要因を取り除く事業を展開しています。本年度は、令和6年度から実施していききます第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画のアンケート調査を行いますので、高齢者の聞こえに関する内容も盛り込み、実態を把握することから取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 一歩前に進めていただけるような、そういうふうな答弁を頂きまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、やはり補聴器というのは、私もしておりますけれども、10万円以上、高いものと100万円ぐらいもかかるものもございます。ですから、高齢者になって所得も少なくなっている中、年金暮らしの方、このような方にとっては本当に、高齢者、補聴器の費用を負担するというは大変なことだと思います。ですから、健康寿命延伸のため、必要とする高齢者が補聴器をつけられるよう、ぜひこのアンケート調査を行っていただきまして、第9期の介護保険の計画の中でも興味を頂きまして、補助制度の検討をして、進めていただきたいと思ひます。

それで私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（村田 定君） 以上をもちまして、11番、瀧 すみ江君の一般質問を終わります。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 高橋正夫君

○議長（村田 定君） 一般質問を続けます。8番、高橋正夫君。

○8番（高橋正夫君） 8番、高橋正夫です。一般質問を行います。

農地集積と農業後継者問題についてお伺いをいたします。

担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるためとして政府が提出した農地中間管理機構法の施行5年後に見直しが成立いたしました。見直しの主眼は、農地中間



管理機構と地域での農地利用のコーディネーター役を担う組織である農業委員会、農業協同組合、土地改良区等との連携強化であります。

本改正案の審査では、農業中間管理機構の実績に対する評価及び課題、農地及び担い手の確保に向けた地域の話合いを推進する方策、中山間地域等の条件不利地域における農業及び地域振興など、農地集積・集約化の在り方を改めて問う議論が展開されました。

今後、各地で創意工夫に基づいた新制度の活用が期待されるとともに、人口減少時代における農業及び農村地域の振興に向けた農政の真摯な議論が求められています。国は、農業の成長産業化のためには、農地利用の担い手への集積・集約化は重要であることから、担い手が利用する農地集積面積を2023年までに8割目標の達成に向けて、各種政策を展開しております。こうした中、農林水産省が令和元年6月に発表した平成30年度版を見てみると、滋賀県の担い手への集積面積状況は、平成30年3月末まで3万868ヘクタール、集約率59.7%となっております。全国平均の56.2%を3.5ポイント上回っている状況になっています。

この背景には、滋賀県農地中間管理機構が行っている、農地の貸し借りをを行う農地中間管理事業が大きな役割を果たしているものと思われまます。中間管理事業がスタートした平成26年度から平成30年度までの実績を見てみると、6,573ヘクタールの農地を滋賀県農地管理機構が借入しており、その面積は、滋賀県の耕地面積5万1,700ヘクタールの12.7%に当たり、全国の5.2%を大きく上回り、率で比較すると、福井県に次いで全国第2位となっております。今後も農地中間管理事業による借入れ面積は増加すると推測いたしますが、課題も考えられることから、次の質問に対し、町長のお考えを答弁を求めます。

1つ目、現在の担い手数で愛荘町の耕地面積を維持することができるでしょうか。現状をどのように分析されておられるのか、町長に答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 町内の農地は宅地等への転用によって毎年減少が進んでおりますが、令和3年度末時点で約1,460ヘクタールの耕地がございます。その農地を、農事組合法人を含む58件の認定農業者、認定新規就農者等の担い手農業者が、農地中間管理事業等の制度を活用し、経営規模の拡大に取り組まれています。

令和3年度末の担い手が集積する農地は1,001ヘクタールとなり、集積率は68.

6%と、国、県の平均を上回っております。今後も担い手の効率的かつ安定的な経営が持続できるよう、農用地の集約化や後継者対策が不可欠であると考えております。

**○議長（村田 定君）** 8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** ありがとうございます。後継者対策、非常に大事な主眼でございますので、町としても十分、今後考えていただきたいと思っております。

次に2問目に参ります。国は農地を担い手へ集積することに力を入れておりますが、山間部では耕作者が不在で農地の遊休化が進み、苦慮されていると聞いております。現状をどのように受け止めておられるのか、町長に見解をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 山間部は傾斜地で小区画、不整形な農地が多いことから大型機械の利用が難しく、また、獣害による農作物被害も頻発することから、農業者が不足しています。

一方、山間部の農地では、寒暖差や良質の土壌という特徴を生かし、農家の皆様の御尽力で上質なお米を作り続けてこられたという経緯も承知しております。こうした地域でも農業離れは進み、現在山間部の農地では、農地中間管理機構と連携した取組により、他所から担い手農業者への呼び込みを行っておりますが、平野部に比べても厳しい状況であると認識をしております。

**○議長（村田 定君）** 8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** ありがとうございます。町内でも一部聞いていますと、斧磨地先では、何か他町から小作に見えられて、遊休地の対策というか、そういうのに一生懸命取り組んでおられるというのを聞いておりますので、町としても山間部の遊休地対策、これを今後も御指導なり御支援をお願いしたいと思っております。

次に3点目です。この先の農業経営を見据えたとき、現在の担い手を支える後継者がいなく、10年後には農業経営そのものを継続させることも難しいとの声が多数あります。愛荘町のこうした現状をどのように分析されるのか。特に集落で形成されている農事組合法人は深刻な問題となっておりますが、このことについて、町長の見解をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 当町の集落営農組織は16集落で法人化がなされ、農業経営の安定化に取り組まれているところですが、オペレーターの高齢化と減少に加え、組

合員の参加回数の低下、役員の成り手不足が大きな課題と認識をしております。

当町では、地域の農地保全に大きな役割を持つ集落営農組織の機械導入や施設整備に補助するなど、独自の支援を行っていますが、将来を見据え、長期に運営を継続するには、集落の皆様自身におかれても、例えば若い世代や、今まで米作りに携わったことのない方々までも巻き込んで、地域の米づくりの魅力を伝え、仲間や賛同者を獲得するなど、経営力の強化と人材の確保、育成に取り組んでいただくことも肝要であると存じております。町としても、集落営農組織が安定的に農業を営めるよう、引き続き支援してまいりたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** この件につきましても、集落営農組織、引き続きの御支援をお願いしたいと思います。本当に将来、集落営農組織、いろいろ問題がありますので、引き続きの御支援をお願いします。

続いて、4番目に入ります。こうした後継者の不足の問題の背景については、国が担い手への農地集積を進めるために交付金を支給し、離農者の増加を加速されたことが要因の1つではないかと考えています。大型機械等で効率よく作業を進め、コストの削減を図ることは農業経営にとって重要なことと理解しますが、一方で作業条件の悪い農地が取り残され、耕作者がなく遊休農地化し、農地の本来の多面的機能が損なわれている、近年の異常気象等による災害にもつながっているのではないかと推測いたします。

国は、食料・農業・農村基本法に基づき、中長期的に取り組むべき方針として、おおむね5年ごとに食料・農業・農村基本計画の見直しを行っており、本計画を閣議決定されております。その中での意見でも、農地集積ありきでは日本の農地が守れないとの意見もあるようでございます。

そういった農業生産を見据えたときに、国の進める集積も重要ですが、農地を守るという観点から個人小規模農家への愛荘町独自の政策を展開することも必要かと思えます。そういった愛荘町独自の政策について、町長に見解をお願いしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。担い手への農地集積によって、農業全体の経営効率は上がると考えられますが、議員御指摘のとおり、圃場整備が行われていない地域や山間部など条件不利地域では担い手農業者がなかなか見つからず、農

地の保全に個人小規模農家が果たす役割は重要であると認識しております。

農村まるごと保全向上対策事業では、遊休農地の地域的な活用や、地域外から人材を呼び込む農的関係人口の拡大といった取組があり、農家以外の人材力を動員することで農地の保全を支援しています。

こうした個人小規模農家や新たな人材力は本町の農業を下支えしていただけるものであることから、今後も関係機関と連携し、既存制度を活用した支援を継続的に行い、このほど制度化された人・農地プランの地域計画によって、それぞれの地域の実情に応じた担い手支援を講じてまいりたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** 今ほど、人・農地プランの地域計画という答弁を頂きましたが、これの中身、具体的な地域計画を教えてくださいと思います。

**○議長（村田 定君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（山本拓也君）** 今ほど御質問ございました地域計画というものでございますが、まだ全容のほうは農水省のほうからは示されておきませんが、現在、各集落で作成、策定されております人・農地プランをより地域に寄り添ったものにしていくという内容のものでございます。

法定化されたというところでありまして、それに基づく支援策というのが、国からさらに示されてこようと思っておりますが、その策定に当たっては農業委員会、JAなど、関係機関が中に入りまして、地域ごとの話し合いによってその策定を進めるということになっております。

また、その中に、これまで担い手とされてきました地域の農業を守る方、中心的な経営体に、中小の農業者や半農半Xなど様々な担い手を加えるというところで、制度のさらに分化が行われております。そうした方を設定することによりまして、より広い担い手の農家さんにその地域の農業を守っていただくということが、地域のコントロールによって可能になります。こういった内容で今のところ説明を受けております。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** ありがとうございます。地域計画、今後国のほうから示されるということですので、小規模農家への御支援もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に5番目、5つ目に入りますが、日本の農業は家の生業として、家族経営で行われてきました。そうした家族の営みの姿を見てきた子や孫が農業の後継者となり、農業が維持されてきたと考えます。

こうした中、近年は農業者だけでなく、農地の所有者も世代交代しており、農業に関する関心も薄らいできています。農地を維持するには、固定資産税、土地改良賦課金等の経費もかかります。小作料では農地を継続していくことができず、農地を相続放棄される状況もあると聞いています。

相続放棄された農地は、耕作もできずに遊休農地化へと進展していくことが懸念されます。こうした現状を見据えて、農地を農地として維持するための農業政策は、環境問題や災害の未然防止など、将来の負担軽減を図る観点から重要と考えますが、町長の見解をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 地域の農家が減少し、農業離れが進む構造変化の中で農地をいかに維持していくか、遊休農地の発生を未然に防止できるかといった課題には、地域の農業者等による話し合いがますます重要になってくるものと考えます。

昨年成立した相続土地国庫帰属法は、10年分相当の土地管理費を国に支払うなど、複数の要件を満たせば、相続人が利用も譲渡もできない土地を国の管理に帰属できる制度で、来年の春に施行されますが、例えば水利費や土地改良費などの金銭債務がある農地は対象外となる見込みで、全ての農地が対象となるものではありません。

最も必要な取組は、地域全体で耕作放棄地の発生を防止することであり、農業者の話し合いによる農地の集約化や圃場整備などの経営効率化に取り組むとともに、農業に意欲的な企業や外国人、半農半Xなど、新たな人材による農地利用の促進、農業と観光の連携など、多様な農業経営を支援してまいりたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）** 以上、5つの質問をさせていただきました。いずれにいたしましても、今後の農業問題、大変な状況でございますので、やはり農業は基盤でございますので、町としても何らかの御支援をお願いしたいということで、引き続きの支援をお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 以上をもちまして、8番、高橋正夫君の一般質問を終わります。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 小菅久宣君

○議長（村田 定君） 次に2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。一般質問をさせていただきます。

一問一答ということで、質問項目、活気あるまちづくりということで、2問についての質問をさせていただきます。1、西部地域における農村環境対策まちづくりというのと、2に、愛荘町ブランド仕掛け計画についてということについての質問をさせていただきます。

西部地域における農村環境まちづくり。愛荘町8号線を境とした西部地域とは行政政策が40年から50年遅れ、各事業の未実施となっております。長年の懸案となっている公共事業での8号線御幸橋付近の交通混雑対策及び河川改修洪水防災対策等で現在予定されている計画、進行している事業が敷地内の農地に計画され、農地が買収されようとしております。農地が分断し、面的条件が悪くなる、持続的可能な営農継続が困難になると予想されます。農地の面的整備（圃場整備）と公共事業を総合的に整備し、未来ある持続的可能な発展を望むものです。

愛荘町の町まちづくりに関する西部地域の総合整備事業。

1、道路整備対策。8号線御幸橋交通混雑、愛知川右岸道路早期整備、中宿信号から葉枝見新道の交通対策バイパスの早期整備、神郷彦根線の長野地域から肥田・宇曾川、東方面の道路計画。というのは、百々町・肥田集落内に通過する道路の対策。長野外周道路整備。

2、集中豪雨による洪水対策・河川整備対策。不飲改修（ショートカット）早期整備、現在埋もれている一級河川である不飲改修、普通河川の早期整備、西部地域内に流れ込む追寺川・大津井川流域の洪水対策。

農村集落の持続的時代に即した、持続可能な開発・発展可能な農地・農地対策整備の大区画化・時代に即した圃場整備。

西部地域においては、40年から50年、政策未実施となっています。まして農地に関しては元禄時代そのもので、機械化は進んだが、現状、農地はそのままです。前段で、各事業は全て西部地域の農地に入り込んでくる開発で、西部地域の総合開発事業と捉えてもらい、地域、区民、将来に向けた次世代への継承するまちづくり、地域づくりを愛荘町とともに事業を進めたいのです。

町行政の中にも様々な課があり、縦割りになっていますが、各事業の調整及び協議できる協議会の立上げが必要でないかと考えております。行政の役割、地域の役割を基に、地域とともに未来ある愛荘町のまちづくりについて、どのようにお考えかお聞かせ願いたいです。地域とともに描く青写真、ランドデザインという考えです。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答えをいたします。

町の西部地域は、長年の懸案事項でありました県道神郷彦根線での河川愛知川への橋梁設置や、それに繋がる県道湖東彦根線、いわゆる愛知川右岸道路でございますが、この整備が切れ目なく予定をされておりますほか、不飲川放水路の整備、圃場整備事業の推進など、良好な住環境の形成や、農地の保全と活用により、今後大きな変貌を遂げようとしております。

昨今は、地球温暖化の影響と見られる大きな水害が毎年のように全国各地で発生しており、梅雨や台風の時期には記録的短時間大雨情報が発表される集中豪雨が各地で起こるなど、災害に対する備えも一層求められていると考えております。西部地域におきましても、不飲川放水路整備や河川の浚渫、県道や町道の道路整備により環境改善が図られ、更に充実されることとなります。

また、農地につきましても、今後圃場整備により不整形地の改善や農地の集約化、集積化が進むとともに、用排水施設の整備により、効率的な農業経営が営まれることが期待をされます。

こうした中、議員ご質問の西部地域のまちづくりや地域づくりに対する行政や地域の役割ですが、不飲川改修推進協議会では、各沿線の区長様や地元委員の御参加を頂き、県からの河川部局や道路部局の担当者が参加のもと、情報の共有や意見交換、関連事業との調整などを図り、進めております。また、地元自治会で設立をされ、小菅議員も御参加されておられます西部地域農村環境対策協議会におきましても、都度、農林振興課と建設・下水道課の職員が出席をいたしまして、県や町の公共事業の進捗

や今後の事業スケジュールについてご説明を申し上げているところでございます。

今後も地域住民の皆様とともに、西部地域の振興と発展のための各種の事業が推進できますよう、こうした協議会の場において、行政も関係者の皆様と連携して、関係する課が出席するなどして、しっかりと取り組んでまいりますので、小菅議員におかれましても、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。今、ちょっと再質問ということでさせていただきます。

現在、不飲改修推進協議会という町の中にある協議会の中でも、そういうことも話もさせてもらっておりますし、また地元の、これは令和元年のときに、長野西だけで立ち上げさせていただきました農村環境対策委員会というものを平成30年、立ち上げ、長野地内の圃場整備に関しましては仮同意ということで、令和元年12月に仮同意を集落内で取らせていただきました。そして年明け、令和2年のときに、各近隣集落、一緒にできませんかという形の中で呼びかけさせていただきました。その中で、そこを1つの、近隣集落との話し合いを1つ、協議会という形の中でくくってもらい、ここ令和3年、4年と、協議会の進捗状況を集落の中で取ってきました。当時、平成30年、令和元年の初めぐらいには、農林振興課のほうにも勉強不足のところがあり、土地改良、圃場整備に関するノウハウがなく、担当課、ヤマモトさんやキムラさん等々の中で、東近江市のほうに一生懸命勉強会に行ったり、土地課へ記録されている小脇、八日市小脇でしたかな、そこのほうにも、現場のほうにも研修会にも行かさせていただきました。

そうした中で、役場にノウハウがない以上、何とかこれは、地域のほうからどうしたらええんやということが分からない。また、一から仮同意を取るということは、説明事項も分からない。ある程度、農林振興課のほうにも及び、足を運んでもらいながら、ここまで進んできたのが、令和元年の仮同意の12月になったかと思います。

その中で、当長野西だけでは、だけでも圃場整備はできるんですけど、20ヘク以上の経営事業という中で、隣の集落は20ヘクあるかないかという集落の中で、単独事業ができないということが分かり、隣の集落含めて、近隣集落含めた中でこの事業の発展となってきました。それもみんな、地域がこうした形の中で進めてきたということ、そこへ公共事業が入ってくると。また、この間から議会全員協議会の中



でもあったように、ランドデザインや、そういう各計画、愛荘町のそういう計画の中で、ここの西部地域はどの位置になるのかという部分、そこのすり合わせ等々がまだできてないと。地域は、西部地域はこういうふうな形で考えているが、愛荘町のランドデザインなり都市計画、またそういう部分について、併合合致した形の中で、やっぱり愛荘町の中の西部地域とした形を1つ捉まえていかななくては、この地域だけの協議会だけで進めていくものではないというふうに考えますので、愛荘町全体の中の西部地域に位置づけられた事業として、考えをちょっと質問させていただきます。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** 答えをいたします。

ランドデザイン2040の中におきまして、案におきましても、西部地域の振興ということについて記載をさせていただいておりますし、今後いろんな施策を進めていくに当たって、インフラ系のものについては農林振興課でありますとか、建設・下水道課という課が主にはなりますけれども、それを束ねます産業の政策監、また、まちづくりについて考える未来創生課の企画監は私が担っておりますので、関係者、庁内でもしっかりと連携を図りながら、地域の住民の皆様のまちづくりの思いと、町が進めようとする施策が一致する形で進めていけるように今後とも取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 小菅久宣です。今、一緒に進めようというお言葉を頂きました。そういう中でどこかの、私はこの集落内、近隣集落、こっちが主催となって呼ばせてもらっている建設・下水道課、農林振興課と地域が主催となっている協議会というのをさせてもらっているんですけど、これはこっち主催なんですよ。町主催じゃないんですよ。

だから、その辺、町としてそういう協議会を立ち上げるか、そういう話合いの場、委員を募って、例えば不飲川推進協議会というのは町主催の中でやってというふうに私は感じていますが、そういうふうな場をつくるのか、つukらないのか、またもう1つ不飲の推進協議会を大きくした形の中、名前を変えた中でのそういう協議会をつくるのか、つukらないのか、そういうことについて質問したいと思います。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** 答え申し上げます。

今ほどお尋ねになりました町の西部地域を包括的に議論をしていくような協議会というのを町主導で設ければどうかというような御提案かというふうに受け止めましたけれども、今、昨今、そういった協議会の立上げということについては想定はしておりませんが、それぞれのその施策を進めていく中で設けられている協議会で相互に連携しながら事業を進めていく、その中でまちづくりも考えていくという形がよろしいかというふうに認識をしております。

今後どういう形で進めていくのかという、その中でさらにより形態といたしましうか、取組方ということが見られるということであれば、それについて検討といたしますか、その新たな形について議論をしていくということは必要なことかと考えております。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。

まだ順次そこまでいってないというふうに私は捉えました。経緯の中でだんだんとそういう形が目に見えるようになったら、やっぱりそういう形もしてもらいたいかなというふうに思います。

またもう1つ、この9月いっぱいまで近隣集落との範囲決定日というふうになっています。長野、地元といたしましては、長野といたしましては、昨年10月末で範囲の決定を農林振興のほうに出させていただきました。ちょっと、近隣集落がどうしても呼びかけた段階、遅れているので、1年延ばそうかという話の中で、今年で9月いっぱいの、もうあと1か月ないんですんやけど、そこの範囲決定ということで一歩進むという事業、圃場整備に関しては一歩進むという形が今、実態でありますので、だんだんとそれが進むにつれて、一応、農林振興課のほうとでは、令和7年、国の採択を受けようというような、最短では、いうてしていますので、その中で順次そういうふうな形をうまいこといければありがたいかなというふうに感じておりますが、それについて、どうですやろか。

**○議長（村田 定君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 小菅議員の質問にお答えします。

土地改良の部分の事業についてとか、それぞれのインフラ整備のことについて、それぞれのところで進まさせていただいております。今、副町長が答弁申し上げましたように、それぞれの協議会と連携をさせていただいて、今後も連携して進めてまいり

たいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 小菅久宣です。

ありがとうございます。取りあえず今のところ、連携して進めていくという副町長、政策監の中の話でございますので、前向きによろしく願いいたします。

ここまで来たのも、やっぱり地元がここまで紛糾している、先ほども集積や担い手問題の質問があったんですやけど、それとやっぱり並行して、同じように動いていかなあかん。前回の6月議会のときでも、人材育成はどうするんやという部分を一生懸命しゃべらせてもらいました。町としても、人材育成をもうちょっと力入れんことには、今までの集落営農法人化、また、その次の法人化したところの継承、次を誰にするんやという部分、農業者だけに、農業者が一生懸命にならなあかんのんですやけど、農業者だけではなく、やっぱり行政も一緒に歩んでもらいたいというのが今、現状でありまして、そういう部分が今、特に国の施策にしか流れてない部分を、やっぱり先ほどのように、町独自の行政としても動いてほしいかなとお願いいたしまして、次の質問に行きます。

次の質問をいたします。愛荘町ブランド仕掛け計画について。

6月の議会でもブランド化の質問をいたしました。愛荘町農村集落内での農地は、先人たちの努力により現在に引き継がれてきました。その過程が、歴史、文化、風土となって考えられます。愛荘町独自の環境がものづくり、ストーリーを生み、それがオンリーワンでブランドと考えます。当たり前の気づきが掘り起こしてブランドをつくる。6月議会で質問させていただきました。

個人が一から立ち上げる冒険であり、農業の6次化や一般町民、学生等のチャレンジ起業の手助け、お店屋さんごっこから始めるチャレンジスペースの創設はどうかと考えます。7月の日野町の研修会において、「みかく」という地産地消の飲食店のスペースにそれがありませんでした。既に日野町の仕掛けがそこにありませんでした。この取組から起業された方がいるということで、当町でも協力隊コーディネーターの起業のしやすい環境、仕掛けづくりが必要であり、中山道ににぎわいのある起業家の店舗ができれば、まちづくりの、まちの後押し仕掛け人になるよう事業を進めたらどうかと考えますが、考えるが、質問といたします。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答えをいたします。

今年4月に、国の内閣官房の新しい資本主義実現本部事務局というところがありまして、ここが発表したデータがありますので御紹介をさせていただきますが、「職業選択として起業が望ましい」と考える人の割合というのが、中国79%、アメリカ68%、イギリス56%、ドイツ54%であるのに対し、日本は25%にとどまっております。また、日本で起業が少ないと考える原因ということで、これについては「失敗に対する危惧」や「教育」、「身近に起業家がない」といったことなどが挙げられております。また、日本で起業家を増やすには「意識・風土」、「再チャレンジ・セーフティネット」、さらには「資金調達」が必要であるともされておりました。これにつきましては、現在本町が導入しております地域おこし協力隊制度が、まさに起業意欲のある人材のチャレンジを応援していく仕組みであるというふうに考えております。

本町が進めております地域おこし協力隊制度は、民間団体との協業によりまして、社会課題や地域課題と地域資源の活用等を結びつけながらプロジェクト化しております。8月の議会全員協議会でも御説明いたしましたとおり、農業をはじめ産業振興、教育など幅広い分野で、町全体に波及効果が生まれるよう仕掛けづくりを行っているところでございます。

中山道のにぎわい創出は本町にとって大変重要なテーマであると認識をしております。引き続き、まちの資源を生かした魅力あるプロジェクトを起こすとともに、中山道が起点となるマーケットをつくり出し、地域の方々とのつながりを広げることで住民の創造性を誘発し、自らがやりたいことにチャレンジできる環境の創出など、人と人、人と資源がつながる好循環、これを生み出してまいりたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅久宣です。この前、日野町に行ったときに、本当に片隅のほうに、畳2枚分ぐらいかな、のどこら辺にそういうスペースが設けられてあって、反対側には地産地消のおにぎりとか、みそ汁とか、ちょっとしたそういう定食みたいな形が売られている。そういう中で、同じようにこのスペースを使って、反対側でスペースを使って起業された方もいる。また、日野町の駅には、日替わりで店主が変わりながら、地元の人がそういう販売、飲食業をやられているというのは、やっぱり地域の人間がそこに入り込んでやられているというということが一番重要であって、よそから引っ張ってくるとか、よその人に頼むとかすることに、それはやっぱり

り経営を考えたりもしますけど、地元の間人がそういうところに入ってくるということに対して、あの人がやっているんやから行ってみようかとか、また、あの人がやっているんやさかいに、もうちょっととか、そういう部分、やめるにやめれない部分、身近な人の縁というか、結びというのが、そこににぎわいを求めるんやないのかなと私は感じる。

最終的には経営が合わなかったらどうしてもできないかもしれんけど、その人のためにやっぱりつながりができて、また、そこが横のつながりとなって、そういうまち、飲食業、やっぱりそういうきらきらした部分が見えたほうが、愛荘町としてもいいのかな、またはお店屋さんごっこ、何でもしたいなと思うたらすぐ、やっぱりその許可、免許とか要るんですんやけど、それがあっても資金とか、いろんな部分で戸惑う部分があるので、やっぱりそういう部分をどこかの片隅にでも、そういうチャレンジ場所、スペースというのは設けることによって、コーディネーターさん代わっても、うまいことそれを運用することによって、またそういう次の一歩が踏み出せるというようなことを考えたのが、こういうチャレンジスペースというのが、そのきっかけの仕掛け人になるということが一番、町としての役割かな、地域おこし、村づくりの仕掛け人になんのかいなという部分。

昔、よう神戸株式会社というような話を聞きました。神戸市自体が農業公園造ったり、ポートピアランドを造ったりって、バブル全盛期でしたけど、やっぱりそれで神戸というまちがそういうふうに潤うたという部分、まち自体が仕掛けるという部分は、やっぱり自身がするよりも、後押しがあったほうがやっぱり進みやすいという部分が町行政を発展させていく部分としていいのかなと。

前回、施設の統廃合の話があったんですけど、せんならんことは分かっていると。分かっているんやけど、町民的に考えるとマイナス傾向にしか考えられないと。あるもんがなくなるというのはマイナス傾向や。せんならんことは分かっているけどもマイナス傾向や。やっぱりそういう部分の中で、ちょっとこういう部分、前向きな部分を出しながら、こういうふうに進めたい、若者に対してはそういうきらきらした、そういう施設、後押しが欲しい。町としては、そういう統廃合せんことにはあかん、駄目やという部分、マイナスの部分とプラスの部分を出しながら町運営していくのも1つの手法かなというふうに考えたりしますんやけど、副町長、どうですやろう。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** お答えをいたします。

まず起業の場所ということについてはですね、中山道沿いの空き店舗などの活用が考えられるかなと思っております。また、町内で起業したいと言われる方についての支援ということなんですが、産業支援プラザでありますとか、創業支援をするような部署もございますので、そういったところのことが活用できるかなと思いますけども、先ほどの問いでもお答えをいたしましたとおり、なかなか起業するとなるとハードル、資金面も含めてハードルが高いということもあるかと思っておりますので、なかなか町内の方でもですね、いきなり起業しようかというのはハードルが高いのではなかろうかというふうに考えております。

そうした中で、地域おこし協力隊の制度がありますので、これを活用していくのですが、すけれども、外部から引き寄せる人材だけでその起業がこの町の中でうまくいくとは考えておりません。やはり地域にいらっしゃる専門的な知見を有される方とのパートナーシップで業を盛り立てていただく、起こしていただくということが大変重要だと思っております。今、これからつくり上げていこうとするプロジェクトにつきましても、3人のコーディネーターが既に入っておりますけれども、地域の皆様のところを回らせていただいて、これからつくり上げる事業にどのようなパートナーが組めるかなということは今練って来ております。

そういったところで、独立して起業されるというのも応援はさせていただくことも必要かと思っておりますし、地域おこし協力隊として入ってきてくれる外部人材と地域の皆さんとのパートナーを組むことで、起業スピリッツを盛り上げて、町のブランドとしてつくり上げていくというような形を今、想定して進めたいと考えているところでございます。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 小菅久宣です。

ありがとうございます。地域おこし協力隊がこの間、顔を見せてくれはりまして、そしたら、コーディネーターという形の中で地域おこし協力隊を、愛荘町として迎えはったんやなというのが私も分かりました。

けど、それまではどういう方向を向いて、どっち向いて、どういうふうなそういうまちおこし、村おこしを動いてるのかというのが見えてこない。だから、こういう日野町のチャレンジスペースみたいなことを設けたらどうかということ発言、何か起

こさんことには、仕掛け人にならんことにはあかんのじゃないのかなというふうなことで、こっちからこういう提案をさせてもらっている。もっと行政のほうから、執行部のほうからこっちに向けて、こういうことを今思うてるんですけど、こういうプロジェクトに参加してれんやろうとか、また、今こういうふうな商工会と連携してんねさかいに、こういうふうに受けてくれんやろうとか、そういうような前向きな発言をもっと行政のほうからしてほしいなという部分があります。

前回、前々回やったかな、ワタナベさんという図書館長さんが前、愛荘、旧愛知川町時代にはいましたよね。あの人と、要はどこやったか、大分県やったかな、のほうに帰らしたという話も聞かさせてもらったんですけど、あの人が一生涯命村おこし、地域おこしの話を、仕掛け人の話をしてくれはったことが、地域に来てしてくれはったことが思い出されます。誰かが仕掛け人にならんあかんねん、よそ者、若者という話も聞かさせてもらったんですけど、そういう話をやっぱり前向きに進めていくという部分、どこかそういうチャレンジ精神が愛荘町にはないのかな、そういう人たちを失うたなというふうに思ったりもします。

最後になりますが、町長、ここで私がまちづくり、きらきらするまちづくりについて、活気あるまちづくりについて話を2つさせてもらったんですけど、町長の答弁を最後に聞かさせてもらって、質問を終わらせていただきたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 小菅議員、ありがとうございます。今ほど御意見いただいているところ、答弁、質問という形で頂いているところでございますが、大変大事なところでございます。

私もこの町政に入らせていただいて、様々町内の団体の方、また経済界の方、お店をやっている方とともに、この行政のメンバーとも御一緒させていただく中で本当に思うのは、やっぱり民間発の事業ということ、民間の方々が元気であるということが、大変まちの活気に直結するよなという思いがございます。

ちょっとここはなかなか難しいなというふうに私が本当に思っておりますのは、行政との連携ということが大事なんですけど、行政が前面に立ってしまうと、ともすると、行政のほうでしっかりやれやというふうに、時間の経過とともに、これは行政のほうになつたらんからやろうとか、もうちょっとここ、こういうふうに行政があかんやろうというところが結構多かったかなというのも実はあって、ちょっとそこが本当に難

しくて、やっぱり愛荘町が、じゃあ昭和の時代、活気があったのは何かといたら、それは経済の部門、民間のセクターの方々が本当に稼がれてたというか、そういう大きな時代がやっぱりあったものでございます。

行政の機構のみんなも本当に真面目でやってくださっていますけれども、じゃあそれをなりわいとしてやるということの職責を帯びているメンバーでもございませんので、どう盛り上げていくかという、やっぱりそれは1里も2里も民間の方々のほうが長けていらっしゃるわけですから、そこをどういうふうにお支えをしていくかというところが行政の役割であるのかなというふうに思っておるところでございます。

商工会の若い方々も自分たちで新たな業を起こしたり、今日的なニーズに沿わせたことをしてくださったりとかということもしていらっしゃるのです、そういうところのサポートというのはできるといいのかなというふうに思っておりますけれども、なかなか、いろんな町内の団体様、いただきます。事務局に町が入らせていただいているところもあるんですが、ちょっと、何となく町のほうでしっかりやれやというお言葉も随分あるものですから、この辺のジレンマというか、それを何とか乗り越えながら、民間の経済界、民間の事業者の方が熱い思いを持った、これを進めていこうというところに共に歩ませていただくということはしっかりしていきたいなというふうにも思っております。

今回の地域おこし協力隊が小菅議員のところにも訪問されてということでございますが、本当に意欲的に、新たな芽を育んでいこうというふうにしているメンバーでございますので、みんなでしっかりと盛り立てていきたいなというふうに思っておりますので、引き続きのお力添えをどうか賜りたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 小菅です。何かから何まで行政がという点では私はないんですよ。そういうふうに私、今、町長から取ったんですんやけど、やっぱり民間のそういう地元が一生懸命にならんことにはあかんですよ。そりゃあ、そこは現実であかんですよ。やっぱりその中でちょっとしたきっかけ、後押しというのが欲しいって言うてるのであって、そういう部分が町としても、今まで欠けてるのではないかなと。例えばあいとうマーガレットステーション、あそこ、できたのかでも、やっぱり町が前向いて、愛東地域は農業しかないで、地域守るんやでというのはやっぱり、その辺にガラス温室を誘導させた、また、そういう果樹園を造らせた、ほんで農業者が頑張った、



そこでテントから売った、それが第三セクターのマーガレットステーションにつながっていった、またそこで大きいもんが集客できるとなったら、この身障者の方々の、和楽でしたかいな、そういう分の商品がそこでも売れていくという相乗効果が生まれてくるというのが後押しという施策という部分やと思いますので、実際やるのは自身、農業者、また起業者ということは間違いないと思います。そこを私は最後に伝えたいと思います。

最後になりますが、私が30年前、30年前ぐらいかな、30代ぐらいのときに、有村県議のほうから、元県議ですわ、長野の長和荘に来て、能登川へ橋架けるぞという話がずーっと来てます。やっこの9月から、用地買収が済んだところから工事にかかるでというふうな話、また、国体までにつなげてしまうでという話がつながってきています。それに関しては、圃場整備とはもう関係なしにやっていかなあかん部分、時限が遅いということで進んでいるんですやけど、この中で田んぼが終わっている、ちょっと田んぼの中に測量くいがこの間入っていたという話を聞いたんですよね。田植のした後に打ったのか、しか考えられないよね。

そういう話を聞くと、ちょっと事業も進んでんのかなという話にもなるんやけど、用地買収済んでから、9月、秋、刈ってから工事にかかるよという話をこの3月、4月のときに聞かせてもらったんだけど、進んでんのかなという話もあるんやけど、そういう中で、やっそこまで来ているという。これでも話し合ってからもう30年たっていると。圃場整備に関しても40年たっていると。また、不飲の改修ショートカットに関しましても、法線は変わりましたが、四十何年かかっていると。そういう部分が一気に来ますので、まとめとして、こういう事業を進めさせていただきたいという部分を話させてもらいまして、西部地域、愛荘町の西部地域の行政の未実施の部分をこれから前向きに進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（村田 定君）** 以上をもちまして、2番、小菅久宣君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩をします。議会運営委員会を1時から第2委員会室でお願いをいたします。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催をします。議会の開会は全員協議会終了後、ちょっと時間が分かりませんので、そういう予定でお願い

をいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 2時37分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎報告第5号の上程、報告

**○議長（村田 定君）** 日程第2、報告第5号 令和3年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 失礼します。それでは、議案書1ページのほうをお開きください。

報告第5号 令和3年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について御説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、1、健全化判断比率です。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、収支が黒字決算となっていることから該当がなく、数値としては表れてきません。実質公債費比率につきましては3.8%であり、早期健全化基準25.0%を下回っています。また、将来負担比率につきましては、標準財政規模に対して将来負担すべき実質的な負担割合で18.3%となりました。こちらも早期健全化基準350.0%を下回っております。いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営の維持を行っております。

次に、2の資金不足比率です。下水道事業会計について、こちらも黒字決算であり、資金不足は生じておりませんので、数値としては表れてきません。

以上、報告とさせていただきます。

**○議長（村田 定君）** ここで代表監査委員の報告を求めます。辻井弘子君。

[代表監査委員 辻井弘子君登壇]

**○代表監査委員（辻井弘子君）** 皆様、始めまして。代表監査委員の辻井弘子でござ

います。よろしくお願いいたします。

令和3年度財政健全化審査意見書及び下水道事業会計経営健全化審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年7月20日に提出のあった令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。その結果、いずれの書類も適正に作成されているものと認めます。

令和4年8月5日。愛荘町長、有村国知様。愛荘町監査委員、辻井弘子。同、澤田源宏。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** これで報告第5号を終わります。

---

#### ◎報告第6号の上程、報告

**○議長（村田 定君）** 日程第3、報告第6号 放棄した債権の報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** それでは、議案書のほう、2ページのほうをお開きください。

報告第6号 放棄した債権の報告について御説明させていただきます。

愛荘町債権の管理に関する条例（令和3年愛荘町条例第1号）第7条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第8条の規定により報告するものでございます。

1、債権の名称、学校給食費負担金です。2、債権の発生年度、件数及び金額については下記の別表のとおりで、平成23年度から令和元年度までに発生した121件、44万6,780円の17名分でございます。3、債権を放棄した理由につきましては、条例第7条第1項第2号に該当します消滅時効の成立したものが52件、19万6,000円、条例第7条第1項第5号の該当として、居所不明等により債権回収ができないものが69件、25万飛んで780円でございます。

以上、報告とさせていただきます。

**○議長（村田 定君）** これで報告第6号を終わります。

---

## ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第4、議案第29号 愛荘町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 失礼します。それでは、議案第29号 愛荘町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書については3ページから7ページ、説明資料については1ページのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

議案書3ページをお願ひいたします。

議案第29号 愛荘町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、議案を提出するものでございます。

説明資料の1ページをお願ひをいたします。

制定の理由でございます。行政手続のオンライン化について、国の法令による手続については、デジタル手続法によってオンライン化を原則としております。電子署名や電子納付も可能となり、行政機関との間の情報連携で参照できる情報に係る添付書類は添付不要で、電子情報処理組織による申請が行えることになってございます。法令による手続については、行政機関等として地方公共団体も含まれておまして、デジタル手続法の対象になってございます。

一方ですけれども、町条例による手続についてはデジタル手続法に含まれておらず、本法にならった条例を定める必要があることから、このたび条例を制定するものでございます。

条例の趣旨でございます。まず、第1条の目的でございます。行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政事務の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用した手続等を行うために必要な事項を定めたものでございます。

第2条の定義でございます。この部分では、条例等、町の機関等など、条例で使用する用語の定義を規定しているものでございまして、規定に当たりましては、デジタル手続法を参考とさせていただいております。

第3条の電子情報処理組織による申請等については、各条例等の規定に関わらず、

オンラインによる申請などの対応を可能とするものでございます。これらについては申請、手続、その他の法令または条例等の規定に基づき、町の機関に対して行われる通知のことになってございます。

第4条の電子処理組織による処分通知等については、各条例等の規定にもかかわらず、オンラインによる対応を可能とするものですが、処分通知等を受ける者が同意する場合に限るとなっております。また、処分の通知、その他の法令または条例等の規定に基づき、町の機関が行う通知のことにもなっております。

次、第5条の電磁的記録による縦覧等については、各条例等の規定に関わらず、デジタル化により可能とするものでございます。

第6条の電磁的記録による作成についても、各条例等の規定に関わらず、デジタル化により可能とするものでございます。

第7条の適用除外では、手続等のうち、対面確認が必要なものや各条例等でデジタル化が規定されている場合などは、第3条から第6条までの適用を除外するものでございます。

第8条の添付書面等の省略につきましては、住民票の写し等の添付書類等については、各条例等の規定に関わらず、町の機関等が直接情報を入手し参照できる場合は、添付を不要とするものでございます。

第9条のその他必要な施策については、手続等のデジタル化にあつて必要となる情報システムの整備及び安全性、信頼性の確保、手続等の簡素化、合理化に努めることを規定するものでございます。

第10条の情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表では、デジタル化された手続について、随時インターネットで公表するものでございます。

第11条の委任では、本条例で定めていない詳細な事項については、別途規則等で定めるというものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己議員。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。この条例提案によって、デジタル促進といえますか、オンライン化をするということですので、国が定めた行政事務、手続、こ

これは国の法律によってオンライン化をされると。それでないものをこの条例によって、オンライン化が進められるようにしていくという整備条例というふうになっています。これが、この行政手続をするのに、マイナンバーを関係なしにオンラインで行政手続がまずできるのかどうか、マイナンバーカードを持っていなければ行政手続ができないのかということ、この違いを答弁いただきたいと思います。

それで、どういうものがオンラインだけでできて、どういうものがマイナンバーカードがどうしても必要とされるのかということも、具体的にどういう事例なのかも挙げていただきたいと思います。

それで、もう1つ大事な点はやはり情報、個人情報の保護というところにあるんですが、こうした今、条例提案されて、オンライン化、オンラインによって行政手続を済ませられるようになるということの業務と、町民さん個々の個人情報、今日までがやられていることと、この個人情報保護法が、保護条例がどのように変えられるのか、問題がないのか、その点をお聞きしたいと思います。

そして、ごめんなさい、それに対してちょっと先に答弁を頂きます。

**○議長（村田 定君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 御質問ありがとうございます。2点頂いたと思っております。

まず、今回の条例に伴いまして、マイナンバーカードが関係するかどうかというところで、まずマイナンバーカード、電子署名の関係ですけれども、本人確認に代えて電子署名を用いて事務を想定されているということは、今回該当するというところでございます。

それと、マイナンバーカードを利用せずに、例えば3情報を入力して、氏名、住所、生年月日、または事前にIDとかパスワードを設定させていただいて、そういったマイナンバーカードを使わずに本人確認できる状態も含めて、利用が可能というふうになっております。

例えば、具体的な例につきましては、まずマイナンバーカードですけれども、将来的にどういうものが想定されるかというところでございますけれども、国のほうでもいろいろ例を示されておりますけれども、出産届とか、あと条例で今、福祉医療、例えば子供さんとか高齢者、独り親家庭の福祉医療の事務手続、そういったものがマイナンバーカードを用いて交付申請とかができるということが想定されておりますし、

あと、マイナンバーカードを用いない場合につきましては、これも例えばですけれども、今後、例えば町の体育施設の予約、そういったものもマイナンバーカードを使わずに予約とか申込みができるのかなというところで想定をさせていただいているところです。

あと、個人情報の関係でございますけれども、今回条例を定めさせていただいている中で、個人情報の関係につきましては、まず国のほうで個人情報保護条例というものがございます。個人情報保護法というのがございます。それに基づきまして、愛荘町についても個人情報保護条例というのを制定のほうをさせていただいております、それに基づいて個人情報を守っているというところでございます。

それとマイナンバーカード、公的個人認証、電子署名等の部分につきましては、マイナンバー法という法律が、これも国が定めているんですけれども、個人情報保護条例のさらに厳しい取決め、罰則等を定めているのがございますので、そういったものも含めて、町のほうで個人の住民さんの個人情報を守っているということになります。

それに加えて、町のほうでセキュリティポリシーというのをつくっております。これはどこの市町村もつくつとるんですけれども、去年見直しのほうをさせていただいた中で、そういった中で、役場の中の人の個人情報の取扱いとか、機器のセキュリティとか、そういったものも含めて取扱いのほうを定めさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。マイナンバー法、マイナンバー法やね、制度でいくと、マイナンバー、マイナンバーカード、そしてマイナポータル、この3点セットに言われているんです。今お聞きしたのはマイナンバーカードまで。じゃあ、マイナポータルというものがどういう役割を果たすのかということになります。

説明等で読んでみると、国民が自身の情報を確認できる窓口という説明がされているんですね。マイナポータルを窓口、じゃあどういうものがマイナポータルとして、を介して、いろんな行政業務を行うのか、行えるのかということになってくるんです。その点で今、マイナンバーカードというのは、今言うように電子署名が必要とする行政手続ですので、この点でマイナポータルがじゃあどういう役割を果たすのかを、説明をお願いしたいと思います。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 失礼します。まず、マイナポータルといいますと、今議員おっしゃったように国が運営するサイトということになります。これにつきましては、各いろんな手続が電子化をされたりとか、そういった利用ができたとか、あと、国の今の電子化等についての情報発信、それとマイナンバーカード、マイナンバーを使った履歴等を本人が確認できるといったサイトでもあります。

実際、マイナポータルの中にぴったりサービスというサイトがあるんですけども、そこで各、先ほどから言っていたいておりますマイナンバーカードを利用した申請、届出事務等が可能になっているということになります。基本的には、国のサイトですので、国の示す法律等で定める事務が基本的にベースとなっておりますけれども、いろんな利用の仕方がございまして、自治体のほうにも開放させていただいております。今の条例の中でも独自利用サービス、事務もこの中で展開できるというふうに思っておりますので、今後このサイトも含めて利用していきたいなというふうに考えております。

○議長（村田 定君） ほかに質疑はありませんか。

1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、久保田正利です。

改めてお聞きします。セキュリティ体制、個人情報のは国のほうの定めによるというふうにお伺いしましたが、改めてセキュリティの体制について、これだけやっているから大丈夫なんですよというような具体的な何か説明があればと思います。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。先ほども言わせてもらいましたように、国のほうでいろいろと縛りございますので、それに基づいて検査とか調査とかをさせていただいている中で、あと、機械の物理的なセキュリティの強化というところで、機械にファイアウォールをつけたりとか、あとネットワークの強化をさせていただいたりとかいうものもございまして、あと、人的な部分でございまして、やはり研修、職員の管理の向上が非常に重要ですので、機会の取扱いに対する研修とか取扱い説明、それとあと2重、3重のロック、パスワード等も含めてですけども、そういったところも強化をさせていただいているところです。

特にマイナンバーカードの取扱いにつきましては、いろいろと制限ございますので、



基本的には最低限の事務でないと使えないという部分がございますので、取扱いについては、そういった国の法律も、しっかりと対応しながらですけれども、職員も含めて勉強しながらセキュリティを強化しているところでございます。

**○議長（村田 定君）** 1 番、久保田正利君。

**○1 番（久保田正利君）** ありがとうございます。職員さんの指導であったりとか、勉強であったりとか、その辺を十分、徹底してやっていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。1 3 番、辰己 保君。

**○1 3 番（辰己 保君）** 1 3 番、辰己。議案第 2 9 号 愛荘町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について反対をします。

同条例はデジタル改革関連法に基づき、我が町と国及び民間事業者間の情報連携を促進するために、自治体の情報システムの標準化、共同化、集約化を図る目的のために設置するものです。デジタル改革関連法は、行政事務、行政サービスのオンライン化の促進を求めています。オンライン化の促進は、政府が各自治体で保有する町民の個人情報、個人データを政府へと、政府に一元化させていく、こうした誘導的な政策です。

デジタル改革関連法とは現在、行政、学校、企業など、様々な組織がビッグデータをばらばらに保有しています。そのデータをデータ連携基盤に接続していくシステムの促進を図る法律です。データ連携基盤とは、国、自治体、民間事業者間の情報を集積するシステムです。法律が求めるシステムを進めるために情報通信技術を活用した行政の推進が必要となり、条例提案が行われたところです。

愛荘町が保有する町民の個人情報をデータ連携基盤に接続していくために必要となるのがウェブサイト、マイナポータルです。行政手続、すなわち行政窓口の補完として、マイナポータルの役割はあります。しかし、このマイナポータルを行政窓口として利用するには、個人の証明書が必要になります。この証明書がマイナンバーカードです。オンラインによる行政窓口、マイナポータルを利用するには、マイナンバーカードがキー機能として重要な役割を担うのです。このシステム化で、個人証明書であるマイナンバーカードが多様な個人情報をひもづけられて、利用できるようにされて

いくことになっていきます。

現在、行政は各課が保有する個人情報を保護するために、幾重もの手続をつくっています。この各市町の基幹系業務を国のクラウド利用に編入させていこうとしています。マイナンバーカードを全町民に普及するために、全町民への普及に、またその誘導しようとしているのです。この条例提案は申請、処分、通知、縦覧などをオンラインによる行政事務が受けられるようにするものですが、法律及び条例はマイナンバーカードの保有の促進にあります。マイナンバーカードにより健康保険、医療、福祉などがひもづけとして利用できるようにもされていきます。

結局、そのシステムは個人情報の漏洩する危険が高まるということ、このことを指摘して反対討論とします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 私は、議案第29号 愛荘町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の新規制定に賛成する立場から討論を行います。

昨今のコロナ禍において、行政分野でのデジタル技術活用は喫緊の課題として取り上げるようになりました。特に行政手続のオンライン化は、国が進めている自治体DX推進計画の重点取組事項にも挙げられているとおり、住民サービスの向上のため、早急に自治体において取り組むべき事項であると考えます。

本条例は、国が法令に基づく行政手続のオンライン実施を推進するためのデジタル社会形成基本法を令和3年5月19日に公布し、これに伴う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、デジタル手続法が改正されたことから、地方公共団体における条例または規則に基づき、行政手続をオンライン実施するため制定されるものです。

今後、本条例を根拠に、自宅などでパソコンやスマートフォンを使い、24時間いつでも申請などの手続が行えるようになり、住民の皆様の利便性を向上させるものがあります。

以上の理由により、本条例の制定につきましては、行政手続のオンライン実施に向け、必要なものであることから賛成するものです。議員各位におかれましても御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これですべての討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立多数であります。よって、議案第29号 愛荘町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号～第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第5、議案第30号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例から、日程第6、議案第31号 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例まで一括議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第30号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例と、議案第31号 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、一括で御説明申し上げます。

議案書は8ページと9ページ、改正条例等説明資料は2ページ以降となります。

議案書8ページを御覧ください。

議案第30号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、上記の議案を提出させていただきます。

また9ページ、議案第31号 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、上記の議案を提出させていただきます。

それでは、説明資料で御説明を申し上げます。説明資料の2ページをお開きください。

まず、改正の理由でございます。両条例とも、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、改正条文を引用している両条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、現在、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項において定められている後期高齢者の病院窓口での1割負担と3割負担に加え、令和4年10月1日より窓口負担割合2割が創設されます。それに伴い、同法第67条第1項第1号が新たに規定されたことから、所要の改正を行うものでございます。

また、条文中の表現を分かりやすい表現に改めるもの、また、改正条文と平仄を合わせるため改正するもの、新たに運用の実態に即した内容に改めるものがございます。

改正後の条例は令和4年10月1日から施行するものがございます。

3ページから6ページ、8ページから10ページは新旧対照表となっております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより議案第30号、議案第31号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。マル福を受けられていた方が75歳に達したときに後期高齢者医療制度に変わりますよという条例であるわけですが、マル福で受けられていた方、受診料500円、1日の入院費1,000円、月の限度額1万4,000円、これが75歳になることによって自動的に1割負担になるのか、そして、世帯合算収入によって2割負担になる、こうした条例改正となるのかを確認しておきます。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩します。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時16分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村田 定君）** 住民課長。

**○住民課長（越後聡美君）** お答えさせていただきます。

現在の福祉医療で、1割であった方が後期高齢、後期高齢のほうに移行されて、10月1日からどのようなことになるかということであったかと思えますけれども、こちらのほうの福祉医療費助成条例のほうと老人福祉医療費助成条例のほうに該当されます方は、非課税の世帯に属される方になっております。10月1日からは、今までの1割の方に加えまして、2割負担の方が出てくるという形になっております。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 今までの非課税の方が、それはそのまま、ひょっとしたら配慮措置が取られるのかどうかはあるわけですが、私が今聞いたのは、マル福

の適用がされた方が、1 診療500円なんですよね。そして、1日の入院費が1,000円なんですよね。限度額、月1万4,000円なんですよ。その方が75歳になった時点で自動的に1割負担ということになるのかどうかをまず聞いている気なんです。

もう1つは、結果として世帯合算の収入にカウントされますので、そういうマル福を受けていても、結果として2割負担になり得る方が生まれてくるかどうか、1割負担、だから、マル福の人はもう自動的に1割負担に全部移行するんだというのと、2割負担の人が生まれてくるかどうかというものの質問です。

**○議長（村田 定君）** 住民課長。

**○住民課長（越後聡美君）** マル福を現在受けておられる方が、10月1日から2割負担になられる方がいるかということですがけれども、議員おっしゃっていただきましたように、今度10月1日から、窓口負担判定のことによりまして、世帯内に後期高齢者の被保険者が2人以上いるか、そのうち世帯合算のほうで、収入とか所得に合わせまして、200万円以上かと、そういったところで、おっしゃるとおり2割になる方がおられる可能性があるということではございます。

自動的にとはならないです。世帯の後期高齢者の方の状態によって、変わる方が一部おられる可能性がございます。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江、反対討論を行います。

議案第30号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の反対を表明します。なお、議案第31号に対しても、福祉医療費助成に関わり、同じ反対理由となります。

この条例改正は、10月から後期高齢者医療制度が改定され、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担の2割負担が導入されることにより、74歳までの方で福祉医療費助成を受給されていた方が75歳になった時点で後期高齢者負担の適用を行うための条例改定です。

後期高齢者医療費窓口負担は現役並み所得の方は既に3割負担を適用され、その人を除き、単身世帯で年収200万円以上、夫婦世帯で年収合算320万円以上の課税

所得の要件がある人は現行1割負担から2割負担と倍化することになります。高齢者  
独り寡婦では1日1,000円、高齢者独り寡婦で福祉医療費助成制度を受給している  
方は、現在1診療500円の窓口負担、そして、入院自己負担は1日1,000円で、  
月1万4,000円を限度に負担となっています。

しかし、後期高齢者医療費負担の改悪は、福祉医療助成制度対象者が75歳に達し  
た日から、その対象を外され、医療費が1割、2割の窓口負担となります。年を重ね  
れば病気になりやすいのに、年金生活では家計のやりくりが苦しく、受診控えを引き  
起こし、その結果、健康悪化につながるのは必至です。高齢者になっても安心した老  
後を送れない医療制度の改悪を批判して、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。私は、議案第30号 愛荘町福祉医療  
費助成条例の一部を改正する条例及び議案第31号 愛荘町老人福祉医療費助成条例  
の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

福祉医療制度は、医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を  
図っています。こうした中、両条例とも、上位法であります後期高齢者の医療の確保  
に関する法律が改正されたことにより、改正条文を引用している本条例について所要  
の改正を行うもので、独り暮らし高齢寡婦と老人福祉医療費助成対象者の自己負担額  
を明確にするもので、対象者の方に新たに負担が生じるものではありません。

以上の理由により、本条例の一部改正については妥当なものであることから、賛成  
するものです。議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討  
論を終わります。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸  
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第30号 愛荘町福祉医療費助  
成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに諸君の起立

を求めます。賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、第31号 愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（村田 定君）** ここで暫時休憩します。15時40分から全員協議会を行いますので、お願いします。

休憩 午後3時25分

再開 午後4時20分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村田 定君）** お諮りします。ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

---

**○議長（村田 定君）** 日程第7、議案第32号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）、日程第8、議案第33号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第34号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第35号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）、この4件につきましては、都合により9月27日最終日に送りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。

---

### ◎議案第36号～第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

**○議長（村田 定君）** 続きまして、次に日程第11、議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を定めることについてから日程第16、議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を定めることについてまでを。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩します。

休憩 午後4時22分

**○議長（村田 定君）** 日程第11、議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第16、議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまでを一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者。

**○会計管理者（北村章夫君）** それでは、議案書10ページ、議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、14ページの議案第40号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについてまでは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付して認定を定めるものでございます。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

決算の説明の前に、まず令和3年度の主要施策の成果と決算の概略についての御説明を申し上げます。お手元、令和3年度決算の概要、主要施策の成果の冊子を御用意願います。

表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。第1節、決算主要施策の成果の1、第2次愛荘町総合計画に基づく重点施策でございます。令和3年度は、第2次愛荘町総合計画（前期）に基づく町の重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトを強力に推進するため必要な施策、日々の課題解決の先にある目標を具現化し実行していくため、8つの分野、領域について重点的に推進をいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えるため、国の補正予算等を活用し、感染予防対策や経済対策を実施いたしました。

次に、2の決算の概要でございます。段落2つ目からでございますが、一般会計の歳出は対前年度14億907万6,000円、11.4%減の109億3,323万5,000円となり、その主な要因は、令和2年度に実施完了しました新型コロナウイルス感染症による国の特別定額給付金給付事業の減少によるものでございます。

次の2ページに移りまして、歳入では、前年度12億3,061万1,000円、9.6%減の115億3,493万4,000円となりました。この最も大きな要因につきましては、次の段落に記載がありますとおり、新型コロナウイルス感染症によります



国の特別定額給付金給付事業に係る事業費、事務費補助をはじめとする国庫支出金が16億2,472万9,000円、43.4%減となったためでございます。

少し飛びますが、34ページを御覧ください。

34ページ、第9節でございます。財政健全化指標についての説明が記載をされております。財政健全化指標の表を御覧ください。当町は、実質公債費比率及び将来負担比率について、いずれの指標も早期健全化基準には達しておりませんが、今後も引き続き健全な財政運営の維持継続を図っていかなければならないと考えております。

それでは、各会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に沿って説明をさせていただきます。

なお、後日、予算・決算特別委員会にて担当課から詳細な説明がございますので、本日は歳入歳出の総額のみ御説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳入でございます。お手元の決算書4ページ、5ページをお開き願います。

中央右側の収入済額の列の最下段を御覧ください。令和3年度一般会計の収入済額の合計は115億3,493万3,939円でございます。次にその右ですが、不納欠損額でございます。一般会計で処分をした不納欠損額の合計は、町税722万2,862円をはじめとして、合計で806万5,705円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。中央右側の支出済額の列の最下段を御覧ください。支出済額の合計は109億3,323万4,916円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は6億169万9,023円でございます。

次に、少し飛びますが、160ページを御覧ください。

3番の実質収支に関する調書でございます。3番の歳入歳出差引額6億169万9,023円のうち、4番の翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額は1億248万2,000円で、5番の実質収支額は4億9,921万7,023円となりました。

次に、161ページをお願いいたします。

161ページは財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物の表でございます。この表は左側が土地、右側が建物というふうに分かれております。最下段の合計で説明をさせていただきます。

土地の決算年度末の地積は56万817.57平方メートルで、前年度末から1,239.15平方メートルの増となりました。また、建物の決算年度末の延べ面積、一番右側の数字ですが、10万7,888.08平方メートルで、3,152.07平方メートルの増でした。土地の面積増の主な要因は、学校用地において、秦荘西小学校敷地内の個人名義の土地を町に寄付いただいたものが1筆、開発地のごみステーション用地6筆、同じく公園用地を2筆、同じく調整池を1筆寄付いただいたものでございます。また、建物の面積増の主な要因は、愛知中学校の大規模増改築事業に伴う3,084.25平方メートルの増でございます。

次は162ページ、(2)物品でございます。決算年度末における消防車の台数は6台で、増減はございません。また、自動車は43台で、前年度末から1台の減でございます。

次は、その下の(3)債権でございます。それぞれの決算年度末現在高につきましては、愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付が914万8,584円、町有財産賃貸借料が0円、住宅新築資金等貸付が2,112万2,926円、合計3,027万1,510円でございます。

次に、163ページは(4)出資による権利でございます。合計10件で3,814万6,000円。増減はございません。

次、164ページは基金でございます。財政調整基金をはじめとし、13の基金の決算年度末現在高でございますが、まず合計欄の右側、決算年度末現在高は49億1,657万6,000円でございます。その下の土地開発基金は、現金が2億8,381万5,085円、土地が3万6,481.85平方メートル、建物が1,420.26平方メートルで、いずれも前年度末から増減はございません。

次の(6)有価証券の西村教育基金の決算年度末現在高は24万7,016円でございます。

続きまして、令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書166ページ、167ページをお願いいたします。

中央右側の収入済額の列、最下段を御覧ください。歳入の収入済額の合計は840万9,309円でございます。

続きまして、168ページ、歳出でございます。同じく、最下段の合計額は歳入と

同額の840万9,309円でございます。

次、174ページをお願いいたします。174ページです。

1番の歳入総額と2番の歳出総額ともに840万9,309円ですので、3番の歳入歳出差引額と5番の実質収支額はいずれも0円でございます。

次、175ページを御覧ください。

この財産に関する調書では、(1)土地において、小集落地区改良事業用地の売払いにより1,051.14平米減少し、決算年度末現在高は1万3,976.90平米となりました。

続きまして、178ページ、179ページをお願いいたします。

令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計決算でございます。中央右側、収入済額の列、最下段をお願いいたします。収入済額の合計は18億7,626万2,203円でございます。

次にその右です。不納欠損額でございます。国民健康保険事業特別会計で処分をいたしました不納欠損額の合計は290万2,100円でございます。

続きまして、歳出でございます。180ページをお願いいたします。

中央右側、支出済額の列最下段、支出済額の合計は18億5,108万9,945円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は2,517万2,258円ございました。

次に、196ページをお願いいたします。

196ページ、実質収支に関する調書でございます。1番の歳入総額から2番の歳出総額を差し引いた3番の差引額並びに5番の実質収支額は2,517万2,258円でございます。

次、197ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。(1)基金の国民健康保険財政調整基金の決算年度末残高は1億9,974万8,950円で、前年度から2,400万円の増でございます。

続きまして、令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計決算の説明を申し上げます。決算書200ページ、201ページをお願いいたします。

中央右側、収入済額の列の最下段、収入済額の合計は2億406万3,410円でございます。

次にその右、不納欠損額でございます。後期高齢者医療事業特別会計で処分をいた

しました不納欠損額の合計は4,467円でございます。

続きまして、歳出は202ページ、203ページをお願いいたします。

中央右側、支出済額の合計額でございます。2億340万5,807円でございます。したがって、歳入歳出差引額は65万7,603円でございます。

次に、210ページをお願いいたします。

210ページは実質収支に関する調書でございます。1番の歳入総額から2番の歳出総額を差し引きました3番の歳入歳出差引額並びに5番の実質収支額は、65万7,603円でございます。

次に、介護保険事業特別会計決算について御説明を申し上げます。212ページ、213ページをお願いいたします。

中央右側、収入済額の列、最下段の合計額でございます。15億5,289万8,755円でございます。次にその右、不納欠損額でございます。処分をいたしました不納欠損額の合計につきましては、99万3,333円でございます。

続きまして、歳出は214ページをお願いいたします。214ページ、215ページをお願いいたします。

支出済額の合計でございます。15億1,754万3,280円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は3,535万5,475円でございます。

次に234ページ、ちょっと飛びますけれども、234ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1番の歳入総額から2番の歳出総額を差し引きました3番の差引額並びに5番の実質収支額につきましては3,535万5,475円でございます。

次の235ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。(1)基金の介護保険給付準備基金の決算年度末現在高は5,984万5,460円で、前年度から964万6,135円の増となりました。

以上、令和3年度一般会計から、令和3年度介護保険事業特別会計までの各会計の決算についての説明をさせていただきました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 失礼いたします。それでは私のほうから、令和3年度愛荘町下水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

まず議案書のほうですが、議案書のほうの最終15ページを御覧いただきたいと思  
います。白の表紙、議案書の15ページ、最終ページをお願いいたしたいと思  
います。

議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることにつ  
いては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見  
を付し、認定を求めるものでございます。

それでは黄色の表紙、薄い黄色の表紙、別冊を2冊御用意いただきたいと思  
います。薄い黄色の表紙、下水道の決算書2冊を御用意いただきたいと思  
います。

まず、決算の概要のほうでございますが、概要、主要施策の成果の1ページで  
ございますが、1ページの表の上でございますが、令和3年度末現在、公共下  
水道は事業認可区域1,073ヘクタールのうち、938.9ヘクタールの区域で公  
共下水道の供用が開始をされており、人口普及率が99.2%、接続率は92.3%  
となっております。

もう1つのほうの決算書のほうを御覧いただきたいと思  
います。別冊、決算書のほう、2ページを御覧いただきたいと思  
います。

この決算書につきましては、消費税込みの記載になってございます。(1)収益  
的収入及び支出から御説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、当該年度の企業の経営活動に伴い発生  
することが予想される全ての収益と、それに対する全ての費用を計上して  
おります。上の表、収入でございますが、主な収入は下水道使用料及び  
一般会計からの繰出金である他会計からの補助金でございます。この表  
右から3列目の決算額の上段を御覧いただきたいと思  
います。下水道事業収益の決算額は13億4,615万5,893円  
でございます。

続きまして、下の表、支出でございます。支出につきましては、主に下  
水道施設等の維持管理に係る経費でございます。右から4列目の決算  
額、下水道事業費用の決算額につきましては、10億2,972万8,672  
円でございます。

次、3ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出につ  
きましては、施設の稼働によって住民にもたらされる受益の程度、つまり  
住民に対するサービスの提供を維持するとともに、将来の利用度の増  
嵩に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備拡充等  
の建設改良費、これらの建設改良に要する資金として企業

債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定を計上しております。

上の表、収入でございますが、右から3列目の決算のところでございますが、下水道事業資本的収入の決算額は5億5,075万3,000円でございます。

続きまして、下の支出でございます。右から4列目の決算額の欄、下水道事業資本的支出の決算額は8億5,374万32円でございます。なお、下の表に記載のとおり、資本的支出額に対する資本的収入額の不足となる額3億298万7,032円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的支出調整額、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金で補填しております。

次に、4ページを御覧ください。

損益計算書でございます。こちらは消費税抜きの金額を表示しております。

1の営業収益の3億7,834万9,927円と、3番になりますが、3の営業外収益の9億3,005万6,902円を合計し、収益の総額は、1と3で13億840万6,829円となりました。一方、支出につきましては、2の営業費用の8億6,389万891円と、4の営業外費用の1億2,319万1,867円を合計し、2と4の合計総額が9億8,708万2,758円となり、差引き3億2,132万4,071円の当年度純利益となりました。

以上、令和3年度愛荘町下水道事業会計決算について、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（村田 定君）** ここで、議会選出監査委員の報告を求めます。澤田源宏君。  
〔4番 澤田源宏君登壇〕

**○4番（澤田源宏君）** 監査委員の澤田源宏です。令和3年度愛荘町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の審査の結果を報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年8月2日に提出のあった令和3年度愛荘町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算を審査しましたので、その結果を報告します。

第1、審査の対象。令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算、令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

第2、審査の期間。令和4年8月3日から令和4年8月5日。

第3、審査の方法。審査に当たっては町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令で定める様式を基準として作成されているか、また、その計数は正確であるかについて、関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施しました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計の決算書及び附属書類はいずれも関係法令に遵守して作成されており、かつ計数も正確であると認めました。また、決算書の内容及び予算の執行状況については適正に行われているものと認めました。

監査委員の意見として、1、町政運営について。

令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策に費やされ、苦勞されたと思います。そのような状況の中で、第2次愛荘町総合計画に掲げた目指すまちの姿、「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」及び「まちづくり」プロジェクトを着実に進められました。また、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現に向け、地域の実情に応じた効果的、効率的できめ細やかな施策に取り組み、高く評価しております。

令和4年度は総合計画前期基本計画の最終年度であり、後期基本計画につなぐ重要な1年ですので、引き続き安定した町政運営となりますようによろしくお願いします。

2、行財政改革の推進について。

財政力指数、積立金現在高、経営収支比率など、特別悪化している指標はありませんでした。ただし、今後は年々増加する社会保障費や、彦根愛知犬上広域行政組合新ごみ処理施設の建設や、近江鉄道の上り分離移行に伴う負担金等が増加すると見込まれることから、財政運営が厳しくなることが予想され、行財政改革の推進が必要不可欠であると思われます。引き続き、業務のスリム化や補助金、負担金の見直し等に積極に取り組み、生産性の高い行政サービスを提供することが望まれます。加えて、デジタルトランスフォーメーションの推進をより一層加速させ、職員への負担軽減も視野に入れ、デジタル化による業務効率化を図ることが重要でありますので、よろしくお願いします。

3、悪質な滞納者への対応について。町が実施している様々な住民サービスは、住民の皆様に納めていただいている貴重な町税等により運営されています。住民の皆様への公平性の確保と貴重な歳入確保の観点から、悪質な滞納者に対しては徹底した徴収

対応をお願いします。

続いて、令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の審査の結果を報告させていただきます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年6月20日に提出のあった令和3年度愛荘町下水道事業会計決算を審査しましたので、その結果を報告します。

第1、審査の概要。1、審査の対象。令和3年度愛荘町下水道事業会計決算書。業務状況、証票書類、関係諸帳簿及び出納取扱金。2、審査の期日。令和4年6月27日。3、審査の内容。決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が地方公営企業法の規程にのっとり、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか、また、運営面においては予算に沿った執行となっているか、経済性の発揮並びに公共性の確保を目指した運営がなされてきたか等に主眼を当て、審査を行いました。

このため、各計数については正確であるかを検証するとともに、関係諸帳簿及び証票書類は定められた規定により適正に処理されているか検査を行い、関係者の説明を聴取しながら実施しました。

第2、審査の結果。1、決算諸表について。審査に付された決算諸表は下水道事業経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めます。第3、審査の意見。令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の審査を実施しました。審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計算の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として、効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

最後に、町民の衛生的で快適な住環境の維持と、琵琶湖をはじめとする水質保全の維持を目的に、健全経営の下で持続可能な下水道事業を目指し、引き続き努められることを期待し、審査の意見とします。

令和4年6月27日、愛荘町長、有村国知様。愛荘町監査委員、辻井弘子。同、澤田源宏。

以上です。

**○議長（村田 定君）** これより議案第36号から議案第41号までの質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。私は、介護保険事業特別会計について2点ほど質疑を行います。



1点目ですけれども、第1号被保険者数が令和3年4月で4,842人とのこと、書いてありますが、介護サービスを受けているのはそのうちの何%なのかについて答弁を求めます。

そして2点目ですけれども、第8期計画の初年度となる令和3年度の介護保険準備基金は取り崩しされず、964万6,135円を積立てされ、5,984万5,460円の残高になっています。第8期の介護保険料を決定するとき、準備基金4,050万円を取り崩し、224円を引き下げると、基準額1月5,800円になりましたが、基金が取り崩されるどころか964万6,135円が積み立てられています。第8期の介護保険料の設定が適切であったのかどうかについて答弁を求めます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** お答えさせていただきます。

まず1つ目の第1被保険者のサービスの利用の率ですが、すみません、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、調べさせていただいて、委員会等でまた報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、2つ目の基金の積立て、取崩しなんですけど、各計画が3年度間で、3年間で行われます。基金については取り崩すことと積み立てることによって3年間の基金の額がフラットになる、標準化するような運用で3年間の基金の運用をしているというようなところもございます。ただし、取崩し額のほうが少なく、基金の積立てのほうが多いという実情もございますので、その辺りについても、ちょっと詳細を確認させていただいて、また委員会で報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号 令和3年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議長を除く全委員で構成する予算・決算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、議案第36号は予算・決算特

別委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。議案第37号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、議案第41号 令和3年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまでは、愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第41号まで、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎延会の宣告

**○議長（村田 定君）** お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、9月9日から9月26日までの18日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、9月9日から9月26日までの18日間休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は9月27日火曜日午前9時から本会議ですので、よろしくお願ひします。

また、議会運営委員会を9月26日月曜日午前9時から開催し、全員協議会を午前10時から開催しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は御苦勞さまでした。度々暫時休憩をしまして、議事運営に対して進行が遅れましたこと、高いところからではございますが、おわび申し上げます。

それでは、今日はこれで延会にしたいと思います。御苦勞さまでした。

延会 午後5時03分